
◎開会宣告

○議長（波岡玄智君） 前日に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員は、前日同様であります。

◎日程第2 議案第27号平成24年度浜中町一般会計予算

○議長（波岡玄智君） 日程第2 議案第27号歳出第9款教育費の質疑を続けます。
6番中山議員。

○6番（中山真一君） 1点につきまして、お尋ねをさせていただきます。217ページ、小学校のその他、教育振興に要する経費の需用費、地場産食材提供費70万円、それから、関連しまして中学校費の中でも同じく、地場産食材提供費30万円が計上されておりますが、このことについて、お尋ねさせていただきます。

昨年から、このように食材提供を給食にしておりますが、昨年はどうな形でされたのか。何日やったのか。そして今年の計画はどうなのか。お尋ねをさせていただきます。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） ただいまの質問にお答えいたします。地場産品食材への給食費の提供であります。23年度の3月までの実績を御報告申し上げます。23年度につきましては、10月から今月末で20回、小中学校で地場産品の食材を活用した給食の提供をしております。

主な食材につきましては、地場産品の花咲ガニの鉄砲汁、また浜中産のホッキカレー、

浜中産牛肉のハヤシライス、鮭ザンギ、浜中産サンマの焼き魚等々を提供して20回の予定をしています。

新年度の予定はという事ですけれども、新年度につきましても、小学校で70万円、中学校で30万円の、地場産品の食材の予算を付けております。この予算に合わせまして、今年と同じ20回程度の、給食への食材提供を考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○6番（中山真一君） 昨年、同じような形で質問させていただきました時に、当時はまだ考えていないと、年間5・6回と、それも花咲ガニの鉄砲汁、ビーフカレー等を考えたいという言い方でした。それが10月から3月に20回と、そういう形で色々やっていますけれども、そういう意味では、地元の食材を使った、こういう事の取組みにつきまして、町広報を使って、こういうふうに行っているんだよとか、例えば、マスコミにそれを取り上げてもらう努力だとか、そういう事というのは考えているのかどうか。

それと、給食センター条例の中で、1年間の給食提供日は195日を基準とするという事がありますけれども、その中の20回という事は、約1割がこの提供になっているという事で大変大きいお金だと思います。

ちなみに、給食センターで購入する食材、いくなれば給食費の集まりと言いますか、1年間の金額というのは幾らか分かりますか。お願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） この食材の取組みに対する情報の発信は、どのようにしているかという事の質問だと思いますけれども、新聞等報道機関の方には、地場産品で食材を、この様に実施しているというような情報の提供はしておりません。

ただ、町内の家庭には学校給食だよりを含めて、地場産品の食材を使っている事の情報発信をしております。給食費の総額のご質問ですけれども、ただいま手元に資料がございませんので、お答え出来ません。御了承願います。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○6番（中山真一君） どうして総額を聞いたかと言いますと、食材の仕入が、多分2,000万円くらいじゃないかと思うのですが、その中の100万円と言ったら、かなり大きい金額かなという気がするのです。それだけのものを町が予算組みをして、地場産品を使うという事を行っている訳ですから、しかも、それがさっき言いましたけれども、

200回以内の中の20回使われる訳ですから、これは大いにPRすべきものだと思います。

この辺につきまして、やはり力を入れて大きく訴えて、そして、それがマスコミ等色んな事で取り上げられる事によって、地元の食材のPRにもなるんじゃないかと思えますので、町がこれだけの事をやっている訳ですから、教育委員会としても考えながら、そういう事にまで繋げていただきたいと思いますので、その辺の考えがあるのかなのか。確認しながら御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） この給食費の地場産品の取組みにつきましては、教育委員会としても、浜中町独自のものと考えておりますので、情報の発信を考えながら検討していきたいと思えますので、御理解をお願いします。

○議長（波岡玄智君） 1番田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 2点質問をさせていただきます。

219ページ、委託料の学校施設耐震診断業務、霧多布中学校という事で、これに関連してお尋ねします。僕の記憶では、この霧中で町内の学校の診断が、全て終わると認識しておりますけれども、昨年度は、姉別南で行われまして、この耐震結果を、過去の他の学校も含めて公表していただきたいと思います。要するに、資料として提示していただきたいと思いますと思うのです。

多分、同じようなコンクリートの強度だとか、テスト内容は、ほぼ一緒だと思います。それを踏まえまして、各学校の建てられた年代、当時の耐震診断の基準、今はおそらく基準が上がって、震度6強くらいになっているのかなと思うのですけれども、それを踏まえて細かい数字は結構ですので、例えば昭和50年代に建てられたもので、今回の診断結果がこうであると、診断の結果クリアですよというものを、Aランクとしたら、その結果によってB、Cというふうにランク付けが出来るのであれば、そういう形で示していただきたいと思います。また、クリアする為に改修するには、どのくらい掛かるのか、各学校ごとに、それをする財源として、国として何か補助的な制度があるのかどうか含めて、まず1点お聞きします。

それと225ページ、教材等購入に要する経費の教材購入ですけれども、先日の説明で、新年度から音楽に関して、和楽器を使用すると決まりまして、箏を15名分購入というふうに聞きましたけれど、これは何なのか。箏というからには多分、弦楽器三味線

なのか、琴なのか。それが何なのか教えてください。それと全部の中学校で一律、その楽器になったのかどうか。仮にそうだとしたならば、どのような経緯で、この楽器になったのか。まずお聞きいたします。

○議長（波岡玄智君） 管理課主幹。

○管理課主幹（内村満君） 219ページの学校施設耐震診断業務委託料についてお答えいたします。

この耐震診断後の結果の公表について、是非お願いしたいという事でございますが、耐震診断につきましては、地震防災対策特別措置法によりまして、耐震診断をしていない自治体はしなさいと。耐震診断をした後には、公表が義務づけられております。教育委員会としても、この結果を基に広報なりホームページなりで公表をしたいと思っております。

それから、ランク付けはどうかという事でございますが、この耐震診断につきましては、56年以前の建物についての診断でございます。57年度以降の建物につきましては、建築基準によりまして、それはもう既にクリアしているという事ですので、57年以降の建物については、この耐震診断の対象になりませんので、当然、ランク付けということにはなりません。既に、建築基準法をクリアしているという事で判断させます。

それから、この耐震診断において、補助制度はあるのかという事の御質問でございますが、耐震診断をしたのみでは、何処をどの様に直すという事の判断はまだ付きません。耐震診断によりまして、改修するのであれば、それに伴った実施設計が必要となります。それによって事業費が決定しますけれども、補強をするのか、建替えをするのかという判断になるかと思えます。建てる場合の補助制度は、どうかという事でございますが、実施設計後に補強なり改築の計画がある場合は、国の補助制度がございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（梅津和広君） 中学校の音楽で箏を整備するという事の内容についてお答えをいたします。

平成24年度、新年度から我が国の伝統や文化に関する学習を充実する観点から、音楽においても、和楽器を使用した器楽の学習が必修となります。その和楽器の種類、内容としては、箏・三味線・尺八・篠笛・太鼓等がある訳ですけれども、この箏というの

は所謂、琴であります。琴の正式名称を箏と言う訳であります。数え方も1面2面と数える事から、今回15面を整備しようとするものです。

どうして箏なのかという事でありませけれども、尺八や篠笛それから三味線・太鼓・鼓等に比べますと、大変指導がしやすいという事で、箏・琴の指導が多く行われていきます。曲名としては、「さくらさくら」や「六段の調」等を行っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 耐震診断の方からであります。先ほどの答弁で57年以降に建てられたものは、今現在の診断基準をクリアしているというふうに捉えてよろしいですか。これに関して、もっと具体的に言うと、例えば震度どのくらいまで大丈夫ですよという基準があると思うのです。その数字をまず教えていただきたいと思います。

町内に56年以前に建てられた物が、どのくらいあるのかと。57年以降はどのくらいあるのか。それも踏まえた、要するに先ほど、広報等でというお話でしたけれども、勿論町民に知らせるのも良いですけれども、現状が知りたいんです。ですから出来れば、一覧表的なものを作っていただければ、助かると思います。

○議長（波岡玄智君） この資料の提出については、事前に事務局に申し込んでいただくと、こちらの方で手配をいたします。そういう事になっています。

○1番（田甫哲朗君） 分かりました。それと診断テストだけでは、どの程度改修にかかるのかは分からないと。もし直すのであれば設計をしなきゃならないと、当然、テストで危険ですという結果が出ると、やっぱりそれに対応しなきゃいけないですよ。その辺の取り組みはどうなっているのか。お聞かせいただきます。

それと音楽に関しまして、今何故という質問に対して、指導がしやすいという答弁がありました。という事は、琴に精通した方がおられるのか、この点と、僕がこれを聞いたのは中学校、茶内・霧多布・散布・姉別・浜中の5つです。これを全部一緒のものにするに至って、各学校の意向を、まず当然、聞かれたと思うのですけれども、その点の確認をしておきます。それと指導要綱では、来年度から1年生になる方に関して、3年間を通じて1種類以上の和楽器というふうになっております。

ここには、郷土芸能である浜太鼓がございます。茶内に関しても、太鼓の同好会があります。そう考えますと、中学校の段階から仮にもし太鼓に親しんだとしたら、その後、この文化を継承して行ける可能性のある底辺が広がる訳ですよ。その辺の考慮というのはあったのか、ないのか。琴を3年間続けまして、正直、琴というのは、我々、馴染

みがないのもでありまして、むしろ太鼓の方が馴染み深いです。それを加味して、今後、琴1種類というふうに限定するのでは無しに、学校の要望等もあれば、この太鼓という選択肢も今後考えられるか。これをお聞きします。

○議長（波岡玄智君） 管理課主幹。

○管理課主幹（内村満君） 耐震診断の指標でございますが、国が定める56年以前の建物の指標につきましては、震度6強以上の地震に対して、構造物の耐震力があるかどうかという事の判断でございます。構造を耐震しようという事で、IS値という事で表現しております。これが0.3未満であれば、震度6強以上の地震に対しまして、倒壊または倒壊する危険性が高いと。それから0.6以上であれば、倒壊または倒壊する危険性が低いという事で、判断されるという事でございます。

それから2番目に、浜中町で耐震診断を実施していない学校が、どのくらいあるのかという事でございますが、今回の霧多布中学校の診断、それから本年実施いたしました姉別南小・中学校の診断を含めまして、5校でございます。

それと3点目の、危険と判断された場合の対応ということでございますが、これにつきましては、補強なり改修なりを行う訳でございますが、それにつきましては、当然、お金が掛かる訳でございます。その辺については、地元と協議を進めて行かなければと思っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（梅津和広君） ただ今の音楽の御質問にお答えをいたします。

まず指導ですが、各学校の音楽科教師が指導いたします。ただ、姉別南中学校につきましては、音楽科教師がおりませんので、音楽科教師の免許を有する技芸講師を派遣して指導しております。それらの音楽科免許を持つ指導者、教師は、ある程度の楽器の指導は可能でありますので、この箏の指導も十分行えますし、既に行っております。

それから、各学校の意向としては、早い段階から箏を扱うというふうには、各学校で取り決めて、21年からもう既に指導しております。その理由の1つとしては、今回、整備するものは本物の箏、長さが182cm有るものですが、本来の箏の機能を有し、教育用に2分の1に小型化したのも幅が86cmの物を、各学校で購入しております。現有数が霧多布中8、姉別南中が3、浜中中が6、茶内中が9というふうには、現在、小型の文化箏というものを、既に各学校で公認して指導学習に使っているという状況です。

今回は本物の和楽器に触れ、体験する事が大切だという事から、5校に数としては、霧多布中5、散布中3、姉別南中1、浜中中3、茶内中3という数ですけれども、現有の小さな文化箏と、この本物の箏を合わせて使って、生徒に本格的な琴の演奏の体験をしてもらおうというものであります。それから、指導要領での時間数でありますけれども、ただ今、おっしゃっていただきました様に、1年から3年までの間で1つという事です。音楽自体の指導実数が、このようになっています。1年生では45時間、2年生では35時間、3年生でも35時間という大変少ない、1年間でこの実数ですから、その他に歌もやり、様々な器楽や鑑賞をやり、創作をやり、そして表現をやるというような中で、この実数でありますので、この和楽器を扱う実数は1年生で3時間～5時間という状況で、2年生、3年生では扱わないというような指導計画になっております。

ただ今、もう既に文化箏が現有しており、そして今回本物の箏を整備するという事がありますので、今後、太鼓に変わるという可能性はほぼ無いと。学校の中で太鼓の指導をするというような可能性は、今後見通しは無いという状況であります。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） まず、琴の方から確認をかねて聞きますけれども、今の話ですと、1年時に和楽器を集中的にやって、2学年・3学年は和楽器の授業はやらないという答弁で間違いありませんか。時間数があるのでしょうか、どんな意味合いで文科省が新学習要綱を設定したのか分かりませんが、たった1学年の時に集中してやりましたよ、というもので、果たして何を狙っているのか見えてきません。僕がいうのは要するに、触れあえるものであれば、その後に生きる可能性もあるなという事で、先ほどの質問をしました。

関連してお伺いしますが、今の話ですと音楽に関しては、1学年だけですと。体育に関しても、そういう認識ですか。体育の場合は3年間、例えば柔道なら柔道を取り組んできている、それ1点確認だけさせていただきます。出来れば、太鼓という選択肢も学校単位で個別にやるのであれば望ましいと思います。それと耐震診断、後で資料として頂きたいと思います。先ほど、広報等での周知をするという事なので、これは是非行っていただきたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（梅津和広君） お答えいたします。学習指導要領において、今回もそうですけれども、芸術教科の実数がまた減った訳です。音楽科にしても、美術科にしても、もっと色々学年を通してやりたいという意向、気持ちはあるのですけれども、今回も、時間が減り、そのような扱いしかできないという現状であります。体育については、1年生及び2年生の必修となっておりますので、柔道については、1年生でも2年生でも必ずやります。そして1校だけは3年生でもやると。3年生は選択ですけれども、1年生・2年生は2学年に亘って柔道をやります。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 5番成田議員。

○5番（成田良雄君） それでは249ページ、一般質問でも質問しましたけれども、スポーツ推進委員報酬にかかわることについて質問します。

これは説明では、スポーツ振興法から、スポーツ基本法に変わった為に、今までの体育指導員という名称でございましたけれども、今度はスポーツ推進員という名称に変わったという説明をいただきました。そこで我が町として、今まで指導員として何名居たのか。どの分野で指導員がスポーツ振興の為に努力をされて来たと思います。また、更なる推進となっていくと思いますけれども、その説明をお願いしたいと思います。

また今までとは違って、指導員というのは目的に向かって教えを導く事と。しかし、推進となると、導いていくのは勿論ですけれども、推し進めるという事が推進でございます。推進員になった方は、どう推し進めて行くのか、その点の御答弁をお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大澤文明君） それでは249ページ、スポーツ推進委員に要する経費の質問にお答えをしたいと思います。

これまで体育指導委員という事の名称が、24年度からスポーツ推進委員という事に変わって参ります。先日の、スポーツ振興助成条例の一部改正でも理由について、お話をさせていただいておりますけれども、スポーツ推進委員に何故変わったのかという事で、これは上位法でありますスポーツ振興法、これがスポーツ基本法に変わったという御説明を申し上げます。スポーツ基本法が、どのような役割になっているのかという質問もあろうかと思えます。

まず、スポーツ振興法、これまでのものは昭和39年の東京オリンピック、これを開催する3年前、36年にスポーツ振興法が制定されてございます。これは、今までのス

スポーツ振興法は施設を整備するという大まかな狙いの元に、スポーツを振興して行こうと言う大きな法律でございました。それに基づいて、この度、スポーツ基本法に全部改正という事になったのですけれども、スポーツ振興の理念は一切変わっておりません。

ただ、この中でスポーツ基本法は、スポーツを振興する為の責務といたしますか、国の果たす役割、それから地方公共団体の役割、スポーツ団体、体育協会等も、また競技団体も入りますけれども、ここの団体がスポーツを振興していく為の、責務をしっかりと担っていくという事で、振興法のスポーツの定義は変わっておりませんが、しっかり皆が生涯スポーツに親しめて健康な生活を送ろうという、スポーツの役割の中での、スポーツ基本法に変わってきております。

そういう事で、これまでの浜中町体育指導委員に関係するものは、上位法が変わりましたので、スポーツ基本法に基づく、スポーツ推進員ということで新たに役割を担っていただくものでございます。本町のスポーツ推進員は8人でございます。体育指導委員からスポーツ推進員に変わりましたので、職務が変わったのかと言うお尋ねでございますけれども、現在、規則で規定しておりますけれども、5項目ほどあります。読み上げますが、町民の求めに応じてスポーツの実技、指導を行う。

2番目には、スポーツ活動の促進の為の組織の育成を計る。スポーツ団体、その他、行事等に関して協力するとか、町民、一般に対してのスポーツの普及、その他スポーツ振興の為の指導助言ということが、職務となっております。平たく言いますと、競技者と、それから行政の接点、パイプ役としての職務の体育指導委員であります。これがスポーツ推進員でも、同じ職務としてございます。そういう目的でございますけれども、最後にスポーツ推進員に変わって、よりスポーツに親しめる推進策という事でのご質問だと思いますけれども、一般質問の中でも、副町長、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が、平成19年の6月に変わっています。内容につきましては、スポーツと文化、まずスポーツは学校体育に係るものを除く、それから文化の関係では、文化財を除く、スポーツ文化を、これまでは教育委員会が、この部分を補ってきております。

但し、20年4月からこの法律が施行されて、これまで教育委員会の職務から町長部局、首長の部署の方でも、ここの部分を担う事が出来るという規定が改正されております。議員おっしゃるとおり、一般質問の中でもスポーツツーリズムというお話が、御提言もございました。そういう事で、私ども今、教育委員会で担っておりますスポーツ、これはスポーツの施設維持管理なり大会の開催なりという事でございますけれども、

これからは、そういう組織の改正に基づいて教育委員会は当然でございますけれども、町長部局というか、町全体でスポーツ文化をより一層推進して行く、そういう形に変わっていくのもあるのかと思っております。

担当の方たちは、陸上、パークゴルフ、水泳、軽スポーツ、そういう方たち、それと1人教員をお願いしております、霧多布高等学校の体育教員を全体的に見ていただくという事で、その分野の所からお願いをしております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 答弁者にお願いしますが、質問した事項を中心として、御答弁いただきたい。広く理解をして行く為の御努力は良く分かりますけれども、質問以外の事等にも触れながら、御答弁いただいておりますが、なるべく時間的にも節約して審議を尽くしていきたいと思っておりますので、御協力をお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○5番（成田良雄君） これから質問しようとする事も、若干答弁いただきましたけれども解りました。陸上、水泳、パークゴルフと、そして高校と8名という事でございます。今後の推進に当たって、この8名以上、やはり増やして行くべきと、この様に思います。今後そういう考えがあるのか。その点をまずお願いしたいと思います。

また地方自治体の責務と、この様に明確に今回の基本法で制定されたと、答弁をされましたけれども、このスポーツの推進に当たって、地方自治体として、浜中町として、どのように取り組んで行かなければならないのか。また基本法の中にも、各自治体でスポーツ基本計画を定めるよう努めなければならないと、このように明確に条文に入っていると思います。そういう意味で、今後この基本計画を制定して行くのか、その点、御答弁をお願いしたいなと思います。

それと、このスポーツ推進、人材は勿論ですけれども、それに合った、やはり体育の充実を図る為に、学校においても、また地域においても、体育器具の設置の充実を図るべきとこのように思います。ある程度、やはり小中学校を統合されて、今後、浜中町の進める小中学校の学校数が、明確に段々見えてきている状態でございますので、今後、各学校に総合体育館にあるようなものまでは、必要ないけれども、そういう準備、対処できるような器具の設置をすべきと、このように思います。

そういう意味で、やはりスポーツ基本法には、3つ大事な事が言われております。時代を担う青少年の体力向上をさせると共に、また、この人格の形成に大きく影響を及ぼすものと。また、もう一つは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進するこれ

に供すると。もう一つは、心身の健康の、維持・促進にも重要な役割を果たすと、健康で活力に満ちた長寿社会の実現には不可欠だと。このように3つ大きく言われております。中学校になるかと思えますけれども、一般開放をして、一般の人もこの器具を使って、やはり心身ともに健康促進の為になって行くのではないかと、この様に思えますけれども、その点、御答弁をお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大澤文明君） 1点目のスポーツ推進員の定数の御質問でございます。スポーツ推進委員の定数は、現在規則で8人となっておりますが、これから、そういう意味合いも多数含んで参ります。町長の執行方針の中にも、25年を目途とした機構改革も計画なさっているようでございます。色々な部分での、組織等々の議論になるかと思えますけれども、そういう時期になりましたら、検討をさせていただきたいと思っております。

それから、スポーツ振興をして行く為に、どのような取り組みをしていったら良いのかと、ただ今の後段の方にも、人との交流、健康そういう事もございます。現在、私どもの担当しているスポーツの関係では、維持管理、それから大会の開催、そういうものが、どうしても人数的な制約もございます。出来ればこの健康、人との交流、そういうものを図って行くには、1つの方法でございますけれども、北海道教育委員会には、社会教育主事の派遣という制度であります。これ1つは、社会教育主事です。もう1つは、スポーツ主事という2つがあります。今、3人の職員で業務をしておりますけれども、冒頭申し上げました、そういう形にどうしても終始しているという部分で、やはりこれからは、スポーツ振興を今以上に高めるには、スポーツ主事の招聘なり、そういう事も今後図っていければ当然、スポーツの振興というか指導と言いますか、ニュースポーツと言いますか、生涯に亘ってのスポーツ、そういうものの普及の為にも、外部の力も借りて行くような方法も、これからの課題と考えてございます。

それから、スポーツ基本法になって、基本計画を定めよと、この規定もございます。ただ、この部分は市町村まで求めてございません。都道府県また、大都市と言われる都市部のところで、基本計画を定めておりますけれども、そういうような規定でございますので努力義務という事で、現在は、基本計画を定めていないところでございます。

次に、体育施設の充実という事で、教育委員会で担当をしております総合体育館、茶内のトレーニングセンター、また浜中のパークゴルフ場、スクラム21、これを担当さ

せていただいておりますけれども、体育協会なり、各協会の意向をお聞かせいただきながら、全て一気に設備の充実は計って行けない訳でございますが、優先順位を付けさせていただいて、これは設備をしなさいという形で、年次的に設備の充実を計っておりますので、今後とも、その方向で勤めて参りたいと思います。

また一般開放というお話でございます。現在も一般、これは体育施設、茶内と霧多布でございますが、それ以外の学校の屋内運動場も、地域からの要望を受けながら、学校開放事業として、ただ今実施しております。町民の皆さんが御希望なさる今の町の施設、また学校の体育施設御要望に応じて、もっともっと高まるような、そんなお話を受ければ、学校開放の校数もどんどん増やしていくような施策も、今後とも展開して参りたいと思いますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○5番（成田良雄君） 最後にご質問いたします。先の一般質問でありましたけれども、やはり日程の一致がしないとか、そういう事もありました。今、担当の方からも、スポーツ主事という言葉がありましたけれども、スポーツというのは、スポーツする人、また健全者、また障害者も一体となって、やはり取組んで行くべきと。この基本法が制定された事で、また新たな町としての取組みをして行くべきと思います。

そういう意味で、町長も25年に機構改革をすると言っています。また、その中で教育長にお尋ねしたいのですけれども、町全体で、このスポーツを取組んで行く為にも、スポーツ主事なり、そういう専門の人を配置すべきと、このように考えておりますけれども、その点、ご答弁をお願いしたいという事と、先ほど言いました学校においても、やはり器具の充実を図っていくべきと思いますが、その2点御答弁をお願いします。

○議長（波岡玄智君） 教育長。

○教育長（内村定之君） ただ今のご質問にお答えをいたします。学校現場における、体育設備備品といいますか、必要最小限というには、ちょっと語弊があるかも知れませんが、授業として使う分において十分の設備、ただ、体育館ではスポーツジムの、そういったものの整理なり設備は、施されておられませんけれども、それで十分かと。

スポーツ主事の配置の関係につきましては、管内的にも、隣の厚岸さんでも、道からの派遣で、ある程度の期間限定の、そういった形でスポーツの振興に対して、色々と支援をいただいています。浜中の今このスタッフでは、施設の管理と一般的に年間やられている事業の消化程度に終わっていると。これを更に違った視点で、スポーツの振興を

図って行くと、そういった面において浜中町としては、25年度に向けて今年1年検討させていただいて、25年度に道の方をお願いをして、主事の配置で、そういった体制を取って行きたいと、こんなふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。以上です。

○議長（波岡玄智君） 10番加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 219ページの教育費の学校施設耐震診断業務委託料にかかわって質問したいと思います。今回の議会の冒頭、教育長は教育行政執行方針の中で、ここにかかわって、次のような事を述べました。

昨年度、耐震診断を実施した姉別南小中学校につきましては、診断結果を基に地域との協議を進め、方向性を検討して参りますと教育長は言われました。その言われた事を聞いてみますと、診断の結果によって耐震工事をやって、普通であれば、もし耐震の度合いが基準に達していなければ、耐震工事を続けますと、来年調査設計をして、そして次年度あたり建設計画を建てますというような事を、普通であれば期待するのですけれども、そこに触れず方向を検討しますという所に、どんな意味があるのかという事でお尋ねしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） ただ今の質問にお答えいたします。姉別南小中学校の耐震診断につきましては、今年度終了し、町の教育行政執行方針の中にも書かれておりますとおり、今後、この耐震診断の結果を基に、地域に出向き結果を、まず学校、地域に開示致しまして、どのような形が良いのか話し合い、その辺も検討していきたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 今の答弁ですが、教育長が当初述べた事と殆ど変わりがないので、もう少し具体的に述べていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 教育長。

○教育長（内村定之君） 姉別南小中学校の耐震診断が今回出まして、いわゆるこのIS値0.3正面玄関を入れて右側と、左側とでは随分とIS値の差が生じまして、入って右側の方は体育館の方ですけれども、校舎的には相当古い部品、左側は割と新しいのですけれども、体育館の方については0.1、鉄骨その物が2cmとか3cmとか、そういった部材で補強そのものがまず無理だと。言ってみれば改築という診断がなされて

おります。

玄関に入って左側の方の、割と新しいといっても昭和50年代に出来た校舎ですけれども、その部分は比較的、I S値はあるけれども、全体的な補強度から行くと、その天井部分に色んな補強をしなければという数値が出されております。そういった事を、学校あるいはP T A・地域の方にも、そういう状況にあると、仮に校舎を、あるいは体育館を補強なり改築するとなれば、それ相当の費用が掛かる、今、姉別南小中学校の児童生徒の推移を考えていきますと、小学校では20名くらい、中学校では4名～5名とか、それが何年かすれば、完全に児童生徒は限りなく減って行くと、そういった状況も合わせながら、補強をして費用を掛けるのか、改築して費用を掛けるのかという、当然、税金を投入して行く訳ですから、そうした場合に、その事が果たして、どうなのかという部分も、教育委員会としての方向性もある程度出しながら、そして地域の方に協議、相談に入っていくという考えでおります。

浜中町立小中学校の適正配置に係る基本方針というのは、平成17年12月に教育委員会で決定をしております。この基本方針の中で、最終的に16人に達していない小学校、いわゆる教頭が授業を持たない独立した教頭という立場で居られる、そういった児童生徒を確保できない小学校、それから複式を組めなければ成り立たない中学校、そういった部分については、教育委員会の方向としては、統合に向けてお話をしていくと。

ただ、これは強制は出来ませんので、方向性として、そういう形が17年に既に出来上がっていますので、これを再確認する意味で、教育委員会としての方向性を出しながら、地域に入って協議をさせていただくという気持ちでおります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） そういう具体的な答弁が欲しかったので解りました。

この事については、以前に前教育長も同じような事を述べていたように思います。今、教育長が言われたように、その結果を見るまでもなく、今の状況では、大変危険性のある部分だという、お話をいただきましたが、私は平成17年に決められた学校統廃合の案そのものについては、機械的にやるのは反対の立場で居たのです。今も変わらないのですけれども、ただ今の時点で、今のような事を教育長が地域に入って、実はこうで、財政的な事も考えて見ればこうだと言われれば、子どもを持つ親たちは、町にも面倒を掛けられないと。それで統合をせざるを得ないのかと、そういう方向に行くような気がして、私はならないのです。

ただ、今小学校は20人、中学校も4人程居ると。今まで人数が少なくても自分たちの村に学校がある事で、自分達の村の温かみというものを感じていると。しかも、そこに居る子供たちも、中学生4人しか居ないけれども、やってきたという事では、私は、小さな学校の現職でやっていた事もあるので、1クラス2人しか居ない、4人しか居ない学校で担当した事もありますけれども、私は高校に行ってから、その子供たちが大きく羽ばたくことも出来るし、それだけの人数が居れば、地域や子供達が残って勉強したいという声があれば、私は規模を少し小さくしてでも、学校の改築や建替えをやるべきだと思うのです。教育長が最後に言われたのは、地域の意向というのを、最後まで大事にしたいという言葉があったのですが、町の意見としては、そうだけれども最後には地域が決めるんだというような態度、その様にとってよろしいでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 教育長。

○教育長（内村定之君） 1月に入って琵琶瀬小学校が閉校式で、2月12日に姉別の小学校、19日には西田朱別小学校、それぞれ統合式が行われました。統合式に出て異口同音、長い歴史を持ちながら最終的に苦渋の決断を下したという、確かに、地域としては、学校を残したいという思いは、既に閉校式を終えられた3校も、共通の認識であるというふうに押さえております。

やはり最終的には、地域として、その子供たちをどうするのかという事を、決断をして欲しいと思っています。17年の適正配置にかかる基本方針、これにつきましても、方針は方針として、教育委員会としての考えはありますけれども、最終的にPTA、あるいは地域としての考え方が、その方向に向かうことを尊重すると、これは基本方針の中でも、しっかりと述べられておりますので、この関係については、当然、踏襲しながら、状況としての説明をしながら、最終的に地域として判断をしていただくという、そういう形の考え方には変わりはありません。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 質問いたします。今、教育長が述べられてここ数年の間、学校の数がどんどん減って行きまして、自分も本当に寂しい思いをしているのです。またひとつ、またひとつという事で、その度に胸が痛むのですけれども、それにしても、廃校利用これが殆ど進まない。学校が無くなり名案もなく空き家のままで過ごしていると、こういう事態からみれば、そこに子供が居て学校があり続ければ、私は学校を建てて、その地域が発展するというような政策で新規就農者や、そういう人たちが入ってきて、

また賑やかな学校になってくると、あるいは、浜の方でも浜中に通っていた所が、姉別小中学校が新築になったとなれば、また近くに戻って来るといような、町で17年に決めたから、そういう方向で行くという事ではなくて、あるものを、そのまま残して、そこに集落の発展というものを施策して行くという事が、私は、そういう方向で進めていただきたいと思うのですが、教育長いかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 教育長。

○教育長（内村定之君） これは、全国的に人口がどんどん減少の一途を辿っていると、今1億2,000数百万人が、後4～50年後には、完全に1億を大きく割り込むという、そういう状況が人口問題研究所でも発表されております。北海道も、そして浜中町も、それに比例するような形で人口が減ってきている、そういった中で、地域を再生して、そこに人が集まる政策というか、それも確かに町全体としての取り組みとしては、必要かと思えますけども、現実問題、人口も減って当然、児童・生徒も減ってきている中で、子供達をどう教育をして行くかと。ある程度の人数の中で、切磋琢磨させながら、教育をして行くという部分においては、教育行政にとっては大事な事であるというふうに思っております。

そういった意味で、人口が増えて学校のあった地域が活性化されて、学校がまた再開するという事は、それは現実的には無理かと思えますけども、これ以上、学校の統廃合を出来れば増やしたくないという、そういう思いは教育委員会としても思っております。現実的に、今こういう状況で児童が少なくなって、子供たちに、どういった状況の中で、教育をさせるかという、そちらの方に重きを置きながら、今、取組みとしては、そちらの方がむしろ大事かと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 11番鈴木議員。

○11番（鈴木誠君） 207ページ教育委員会事務局に要する経費に中の、負担金補助及び交付金の中で、補助金の閉校事業補助80万円、この中身について、昨日の質疑で理解ができました。これまで閉校事業では1校あたり30万円の補助が付けられて、この数字を見た時に、果たしてどうなのかという疑問を持ったのですけれども、昨日の質疑で中身は理解したのですけれども、この閉校事業、私も今質疑があったように経験をさせていただきまして、大変重たい事業だと改めて認識をしております。閉校の式典については、町並びに教育委員会が、主体となって実施する行事でありますけれども、長年の歴史を締めくくるとい意味では、地域としても重たい決断の基に最初で最後の

事業でありますから、そういう位置付けの中で、地域としても取組んで来ております。これは私のところに限らず、全ての閉校の学校がそうだろうというふうに思います。

そんな中で、閉校にかかわって殆どが、地域そして学校が主体となって準備を進めて行く訳ですね。極端な話をすれば、行政がかかわるのは、運営に携わるだけではないかなという思いを、経験上しております。

このような状況が、果たしてこれで良いのかと、閉校というのは、そのものがやはり行政が行うべき問題ですね。もう少し、その辺の準備にも応分に携わって行くことが必要でないのかとこのように思います。そして、今質問したいのは、30万円の補助金という、この金額の根拠はどこなのか。繰り返しになりますけれども、重たい決断をしながら、閉校事業というものを進めて行く中では、やっぱりそれなりのお金というのは掛かる訳ですよ。閉校式典だけという事になれば、それなりのお金で済むかも知れませんが、当然、記念史等も発刊をしなければならない、それに付随するイベントもやらなければならないという事は、やるやらないは地域の自由だと言ってしまうと、それまでなのかも知れませんが、それなりの費用が掛かってくる訳です。

その中で、町としての30万円という補助金というのは、果たして妥当な数字なのかというと、私はちょっと疑問に感じるのです。年々人口が減って、戸数が減っていく中では、それなりの負担をしなければ、出来ない事業である事は、間違いないんじゃないかと、この様に思います。伝え聞くところによりますと、隣の厚岸町では100万円の補助金が出ているという事があります。これは直接確認しておりませんから、解りませんが、伝え聞くところによると、そういう金額だというふうに聞いておりますけれども、その辺の30万円の根拠というものを説明していただければ、お願いしたいなとこのように思います。

次に261ページ、給食センター管理運営に要する経費の中の13節委託料、給食の配送者運行委託料901万2,000円、これは、今言ったように閉校される学校がどんどん出てきますから、それなりに年々額は減っているのですけれども、昨日の塵芥処理委託料と同様の思いで質問するのですけれども、この委託経費というは、昨日の塵芥処理と同じ様に車両を町で提供して、後は業者に委託して行うというような形で、そういう理解で良いのかどうか。というのは、この部分だけではないのですけれども、こういった委託業務を委託する経過について、殆どが随意契約で一緒の業者ですね。これは、透明性に欠けるのではないかという事を、最近随分思う訳ですから、その辺はどうな

のかと、こういう契約の仕方がずっと続いている事が自然なのか、不自然ではないのかと、疑問に思うものですから、その辺についての考え方を、お聞かせいただきたいなと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 1点目の御質問にお答えいたします。閉校補助金、教育委員会の予算措置に致しましては30万円という事で、30万円の根拠というご質問でございますけれども、正直に言いまして、明確な根拠はありません。従来から閉校等のかかわる補助金については、30万円の予算措置をしているという現状である事から、30万円の補助の予算を計上しております。

続きまして、給食センターの委託料の件ですけれども、従来から議員おっしゃるとおり、車両を提供しての委託でございます。この委託につきましては、給食センターが建設当時から、この業者1社に委託をしている状況でありますので、御理解を願います。

○議長（波岡玄智君） 補足説明あるでしょうか。ないですか。

総務課長。

○総務課長（上田幸作君） 御質問の最初の閉校式典にかかわります、行政が行うべき関係につきまして、総務課の方から御答弁いたします。式典につきましては、閉校式典にかかわらず、総務課の方で所管するという事になっております。

この度の、学校の統廃合にかかる閉校式典につきましては、教育委員会それと地域の方と、役場ということで、総務課の方と緊密なお話し合いを持ちながら進めさせていただいておりますけれども、議員おっしゃります細かい準備ですとか、それら地域の方に本当に大変な御苦勞を掛けているというふうに、私どもも思っております。

そういった意味で、今後の在り方といいますか、行うべき事につきましては、今後検討といいますか、地域の方それから教育委員会と、総務の方と内容につきましては、再度確認をしながら、検討して行きたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 臨意契約の委託料の事について、従前からやっているからそうしていますでは、これは答弁になりませんね。この事も含めて、今までのやり方はどうなんですか。という事を質している訳ですから、的確に教えてください。

○管理課長（工藤吉治君） 学校給食車の配送委託業務につきましては、開設当時から業者の方に委託をしておりますけれども、この事につきましては、従来から配送業務に

精通しているという事で、この業者の方に随契でお願いをしているという形であります。

○議長（波岡玄智君） 何も変わっていないね。鈴木議員。

○11番（鈴木誠君） 最初の閉校にかかわる補助の関係ですけれども、これといった根拠はないと。従来、こういう形で金額を出しているという事ですね。根拠がないという事は無いんだろうと思いますね。

多分最初に、この30万円という金額を決めた時には、何らかの積算根拠があったのだらうと思います。今の段階で最初に閉校事業をやった学校は何処なのか。分かれば教えていただきたいと思います。それから閉校業務にかかわって、総務課長から御答弁をいただきましたけれども、確かに地域が一体となって、その準備を取り進める事については、良いと思います。

ただ、先ほどの教育長の答弁にもありましたように、適正配置を基準に閉校を地域と相談しながら決めていくと言いながら、それもやはり地域にそれを任せてしまうといえますか、当然、その地域の意見というのは、重要だと思うのですよ。重要だと思うのですけれども、そこにやっぱり行政がある程度、指導的にかかわって行く事が、私は必要でないのかなと。そうしないと、どうしても地域の考え方に沿ってしまうと、中々難しく、うまく表現できないのですけれども、そういう事からすると、閉校事業についても、積極的に行政がかかわって執り進め、準備も含めてやっていくのが普通ではないのかと私は思うのです。

あくまでも、全て地域にお任せというような形にしか思えないというか、そういう感じがするものですから、敢えてこういう質問をさせていただいたのですけれども、今後やっぱり、積極的に地域とかかわって、行政がある程度指導して閉校式典についても、執り進めて行くという事が望ましいのかと思います。正直言って、招待状を作ったり、席順を作ったり、あらゆる葉を作ったり、本当に大変な作業ですから、もう少し行政がかかわる事の方が望ましいかと経験した者として、申し上げておきたいなと思います。

それから委託料にかかわってですけれども、これは多分、私、条例を調べていないのですけれども、そういったものに準じて委託されて居ると思いますけれども、それはそれとしながら、ずっと給食センターが出来た当時から、同じ業者で随意契約をされているということが果たして、透明性が確保されているのかと。やはり厳しい時代であって、もう少し競争原理を働かせる事も一つあっても良いのかと、法律上は問題がないのかも知れませんが、そういった疑問を持つ訳ですよね。これは給食の配送にかかわっ

た部分ではなくて、昨日も質問しましたが、塵芥処理についても同じですけれども、あらゆる面において、その委託というものが、そういう随意契約で、ずっとそういう形で契約されて行く事が、果たして良いのかと疑問に思う訳ですから、その辺についての御答弁をいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 1点目のまず、閉校の30万円の補助金の関係でありますけれども、古くは三番沢小学校から学校の統合が始まりまして、今に至っていますけれども、この30万円がどこから始まった部分については、手元に資料がありませんので、お答えが出来ません。御理解願います。

また、給食センターの配送車の委託につきましては、今議員おっしゃるとおり、透明性の問題等という事で、ご指摘を受けましたので、今後は、その部分を含めて、どのような方向が、透明性があるものなのかを含めて、検討していきたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） 委託業務についての、随契の関係です。ご指摘のとおり過去で言いますと、給食センター設立の時から、変わっていないという事がありまして、これは全体的な問題の御指摘でありますので、各課の状況を確認しまして、どういう形が良いのかという事を、総務で全体的な調整はしますので、聞き込んで予算措置等も、財政担当とも協議しながら、どういう形に持って行くか検討したいと思っております。よろしくをお願いいたします。

閉校式に行政がかかわるという問題で、具体的な準備等についても、総務は端的に式典が近づいたら式典をやるという事に、イメージが終始していますけれども、前段の地域との色んな問題がありますでしょうから、それは現場であります教育委員会が、学校との関係において、あるいは地域との関係において円滑に進めるように、それを踏まえて、教育委員会と総務課の方で協議しながら、地域にあまり御負担を掛けないように色々な面で援助していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 教育長。

○教育長（内村定之君） 閉校にかかる地域からのアクション待ちではなくて、イニシアチブを教育行政たる、教育委員会が取るべきじゃないかというお話であります。

私も教育長に就任しまして、この学校の統廃合の関係についての思いが実はあります。

確かに児童生徒が16人という、ひとつの適正配置にかかる基本方針、これは方針として10人不足の子供で、果たして実社会に飛び出して行った時に、あるいは高校進学をすれば高校に行った先では、大人数で勉強する訳ですし、あるいは中学校に行けばより多い子供の中で授業をしていくという、そういった環境も、次のステップで待ち構えている訳なので、それをいかに早くしてあげるかというのも、一つの教育行政の責任かと思っています。

今回の姉別に関しては、先ほどの10番議員さんにお答えしましたけれども、そういった中で、情報の提供を積極的に開示していくと、そういった姿勢で望んで行きたいという気持ちでおります。それがイニシアチブという、そういったものに、なるのかどうかは、結果として、それがそういった形になればと思いますし、それぞれ地域として3校の閉校を見ながら、色んな思いもあろうかと思っています。正直どういった気持ちでいるのかというものも、聞きたいですし、教育委員会としても、方針を持ちながら、教育委員会としての考え方をまとめながら、そして地域に入って行きたいというスタンスでおりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 3番鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） データの確認だけ2点お願いいたします。

1点目でありますけれども、213ページの児童の健康管理に要する経費の歯科検診報酬9万4,000円、それと共通しております233ページ、生徒の健康管理に要する経費の歯科検診の3万2,000円、金額からいいますと、年1回程度の検診かと思いますが、この児童生徒の虫歯率を、これ全国平均、全道平均、あるいは管内平均とかデータが出ているのでしょうかけれども、産業がら虫歯が多いのかなというイメージがありますけれども、その辺、確認をさせていただきたいと思います。

もう1点は、243ページ文化財等に要する経費の文化財整理の賃金であります。3万2,000円、いつ何処で誰がどのような物を、どのような頻度で、どのように整理されているのか、確認をさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 児童・生徒の検診にかかわりまして、虫歯率の関係でご質問がありましたけれども、申し訳ないですけれども、手元に虫歯率の資料がございませんので、お答えできません。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課主幹。

○福祉保健課主幹（伊藤敦子君） 小学生・中学生・高校生の虫歯、保有率についてお答えいたします。小学生の1人平均の虫歯の有病者率は、平成22年度では26.1%となっております。中学生、22年度の虫歯有病者率が59.6%です。高校生22年度の虫歯有病者率は68.3%となっております。

○議長（波岡玄智君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大澤文明君） それでは文化財整理員賃金に掛かっての御質問でございます。24年度は33万2,000円という事で、1人2ヵ月分の予算を計上させていただきました。文化財の整理の関係でございますけれども、23年度に、今年度でありましたけれども、旧青少年会館茶内にありました共同資料収蔵庫、これを去年の7月に老朽の為解体をしております。そこに入っていた生活用具、農業用具、漁業用具、商工等の用具という事で76点もございました。

また、霧多布小学校の特別教室、ここにも940点ほどありました。その中から開拓資料と言われるものを、旧青少年会館を解体しましたので、茶内第3小学校の屋内運動場ここに一括、昨年集合させまして、手始めにまず開拓財産の農業部門、これを茶内第3の老人クラブといいますか、お年寄り達にご相談を申し上げまして、農機具の謂れ、こういうものをしっかり残して行くという事で整理をかけています。

また、そこに漁具の関係ございますので、今年度中に漁具の関係も仕分けをまず進めて行くという事で、23年度はやってございます。農機具の関係は、1週間で整備が終わりました。これから漁具の関係も、今年度中にまず仕分けをしっかりと行ってきたいと。

それで、生活用具また、今でも色々と町民の方達から、こういう古いものはあるのだけれども、重複していなければ資料として活用したらどうかという事で、そういうお声もいただきながら、只今茶内第3小学校の屋内運動場で、そういう整理をしております。ただ、開拓資料の中でも、木製が非常に多くございます。

また、漁具関係も櫓、櫂、船の型枠、そういうものもたくさんあります。それで展示はなんとかしていたのですけれども、相当腐って修復をしていかなければならないという事が、まずあります。そういう事で、24年度一杯で全部出来る訳ではございませんけれども、やはり例えば、馬櫓なりそれから船という事になれば、まだまだ昔の船大工さんがおられますし、そういう方たちの技術をお願いしながら、整理もしますけれども、1つずつ古い木を使いながら、やらなければ出来ませんので、そういうものを24年度はどれだけ出来るかという事で、まだ全ての部分が見えませんが、時間が掛かり

ますが、壊れた物はそのまま置くのではなくて、直せるものは直していくと。そういう形で、24年度はこの2ヶ月間の中で、色々な技術をお持ちの方、知識をお持ちの方、そういう方たちと相談をしながら、24年度は、この方向で進めて参りたいと、そう考えております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 文化財に関しては、今答弁がございました。歴史のあるものですから、大事に整理して取っておいていただきたいと思います。

それと虫歯の率です。%が出ましたけれども、これはさっき言った、全国・全道・管内とか、そういう平均とか比べたらどうですかね、やはり多いと、その辺が分かれば教えていただきたいと思いますし、最近マスコミに出たのは、フッ素の関係ですよね。フッ素塗布をして非常に効果を上げているという自治体もあれば、それは健康上どうだろうかという自治体もあればというふうに、確かそういう論調だったと思いますけれども、そのフッ素を今やられているのかどうなのか。もしやられていなければ、どういう考えからやらないのか。これからもやるのか、やらないのか。その辺も含めてフッ素に関しても、分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課主幹。

○福祉保健課主幹（伊藤敦子君） 全国・全道平均に数が出ておりますので、お答えいたします。12歳児の平成22年の虫歯保有数といいますか、虫歯の本数ですけれども、浜中町では12歳児1.22本となっております。全国の値ですけれども、1人当たり1.29本、全道では2.37本となっております。

フッ素の効果といいますか、フッ素塗布の関係ですけれども、小学校におきましては、浜中町では、管内でも唯一、歯科衛生士がおりますので、散布小学校では平成14年から、姉別南小学校では平成15年から、茶内小学校では平成22年から実施をしておりますけれども、これはフッ素塗布という形よりも、フッ素洗口といひまして、うがいの形でフッ素を塗布していくという方法であります。明らかに、このフッ素洗口の効果というのは表れておりまして、虫歯の本数は他の学校よりも少なくなっています。

説明に関しましても、各校に出向きまして、学校の先生や生徒さん達にもきちんと説明をして、説明書も保護者の方にもお配りをしながら、実施をしているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 今、数字をいただきましたけれども、先ほどは%で、今は本数という事で、ちょっと分かりづらいのですけれども、全道・管内から比べて低いという事で、効果を上げているという事の捉え方でいいんですね。それはフッ素のうがいをやっているんだという事ですよね。フッ素で錠剤もあるようでありましてけれども、そのうがいで対応をしていると。うがいに関しては、やはり健康不安というのが出ていましたけれども、健康に対しては、これは数字が出ているのでしょうか。

ただ、いたずらに不安が煽られているのかどうか分かりませんが、その不安に対してはどうでしょうか。最後にお聞きしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課主幹。

○福祉保健課主幹（伊藤敦子君） 不安に対してという事でありましてけれども、フッ素は飲み込んだら影響があるというお話もありますけれども、現在の洗口に使用しているフッ素の値では、影響がないという資料が、きちんと出ておりますので、飲み込んだらのお話ですけれども、心配があるというお話が、マスコミで取り上げられているかと思いません。

ただ、科学的には心配がないときちんと出ておりますし、飲み込まないように、きちんとうがいをして出さないという指導をしておりますので、その辺の不安というか、もし不安が出たらきちんと対応して、お答えをするようにしております。

○議長（波岡玄智君） 8番竹内議員。

○8番（竹内健児君） 209ページの小学校管理運営に要する経費、實際上2,339万4,000円くらい昨年度と比べたら減っているという事ですが、1つは閉校に伴う普通交付税への減収の影響というのは、どのくらいあるのかという事をお聞きしたいと思います。

それから、219ページの学校施設の耐震診断の業務委託料についてですが、今、縷々議論がされております。問題は、聞き間違っているんじゃないかと、建物の状況がおっしゃる事と、現実と噛み合わない部分があるのですが、玄関から入って左と右というふうにおっしゃったんですね。右側というのは、2階建ての建物の右側という意味ですか。それから左側というのは、体育館に通じる所ですか。ここが良く分からないですね。ISの0.1というのは非常に危険な状況にあるというふうには思うのですが、それは体育館だとおっしゃっているので、正門から見て左、右というふうに言われているのか、玄関からだとは違うのではないかと思います。その辺り、はっきりお答え願

たいと思います。

私は、この点について色々イニシアチブをとって、どんどん進めるべきだと、色々な議論もあると思うのですね。学校の閉校というのは、非常に地域にとって大きな問題だと、これは単に子供を持っている親だけの問題ではないと、そこに住んでいる人の問題でもあると思います。学校が無くなるという事は、そこの地域の教育力にも影響してくると私は思う訳であります。そういう点では、極めて慎重に答弁もなされているようでもありますけれども、学校が無くなるという事は、もう少し大きく考えた場合、建て替えるのにお金が掛かると。だから何とか統合しようじゃないかというふうに出されますと、そっちに向かってしまうと思うのですね。

今、例えばの話で、覆水盆に返らず、もう統廃合したら元に帰れないんだというお考えがあるように感じるのですけれども、例えばの話で言いますけれども、姉別の閉校する学校が、まだ使えるとなった場合に、利用する先も分からないという状況があるんですね。これを使うという方法も考えられないのかどうなのか。それから浜中の方に通っている人たちも、そうなれば一緒に姉別の学校に通うかというような事も考えられないのかと。そういうのが、極めて難しい問題だと思いますけれども、そういう考えもあっても然るべきだなというふうに思ったりするのです。私は、農村に学校が残るとしたら、第一の学校と、姉別南学校しかないという事になると思うのですね。そういう点で、どうお考えになっているのか。

それから、247ページの、図書室の事業に要する経費ですが、図書購入というのが219万7,000円というふうになっている。これは、今まで5年間くらいの推移で見れば、購入費は増えているのか減っているのか。その辺りお答え願いたいと思うのですが、当初というのも、やっぱりこれは地域の記憶力に関する極めて重要な内容だと思うのですけれども、今日の道新ですかね、鶴居の学力の向上の記事が載っていたのですけれども、各地から視察に訪れているという事ですが、鶴居の図書館を見て見ますと、相当力を入れて作っている。あれだけの人口で、あれだけの図書室というのは、多分何処にもないんじゃないかと思うんですけど。そういう点で図書購入の費用について増えているか、減っているか。聞きたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 税財政課長。

○税財政課長（松橋勇君） 学校の閉校に伴う、普通交付税の影響についてお答えいたします。

まず、交付税、学校1校当たり平成22年の値ですけれども、949万円、それから1学級当たり93万円、まず、これが影響額ですけれども、学校については5年間の急減補正がございます。ですから、閉校になった次の年から直ぐ1校当たり949万円減額になるという事ではありません。

それから、学級につきましては3年間の急減補正がございます。3年経過した後に学校については、1校当たり5年経過した年に、先ほどの減額の数値が交付税に跳ね返ってくるという事でありまして、それで、たまたま仮に4校閉校になった場合の、交付税を試算している数字があるのですけれども、急減補正が解除された6年目からの数字ですけれども、学校では約5,400万円、それから、今閉校が予定されている学校の学級数で、ちょっと試算してみたのですけれども、学級数では1,580万円、これは4年後です。申し訳ありません。先ほどの5,400万円というのは、学校数と学級数合わせた数字です。学校数だけでは3,830万円、それから学級数では1,580万円、これを足した数字で6年目からは、概ね5,400万円くらいの普通交付税が減額になるというふうに考えられます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 姉別南小中学校の学校施設の耐震診断の内容を、もう一度申し上げます。姉別南小中学校の耐震診断につきましては、まずは屋内運動場、体育館ですね体育館と玄関入って左側の校舎の部分と、右側の方、校舎は木造作りになっていると思うのですけれども、その部分については、耐力度調査、それから耐震診断の建物と木造については、耐力度調査と試験を実施しております。

姉別小学校の利活用の部分でありますけれども、この利活用につきましては、今、検討委員会の中でも話がありましたけれども、福祉施設や道の駅等の関係で検討している状況であります。また、仮定で申し上げますけれども、姉別南小中学校の改築等をしないで、現有の姉別小学校の校舎の活用等をしたらどうか、という事でありまして、姉別小学校につきましては、校舎そのものが複式の対応の建物でありまして、部屋の数、そのものが足りない状況でありますので、姉別南小中学校の現有のまま校舎を変えろという事になれば、授業等については無理な状況であります。

また、学校図書の予算の配当につきましてのご質問がありましたけれども、教育委員会としては、去年、今年も、学校の図書配当予算につきましては、増額の予算を計上しておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大澤文明君） 247ページ、図書室事業に要する経費の図書購入の購入費の推移ということで、お尋ねがございました。これまでは、一般財源として毎年図書購入費は100万円という形で進めて参りました。

ただ、昨年から光りをそそぐ交付金が入りまして150万円、そして今年度は図書購入費を予算で総額書かれておりますが、総額では、この予算書では352万円という事になっておりますけれども、図書に関するものは、219万7,000円という事で、年々、図書の購入を計りながら、そういう形で推理をしてきております。

○議長（波岡玄智君） この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午後12時 1分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第27号9款教育費の質疑を続行します。

竹内議員。

○8番（竹内健児君） 小学校管理運営に要する経費の、交付税関係解りました。ありがとうございます。それから、学校の耐震化の問題ですが、これは非常に難しい問題だと私は思いますけれども、いずれにしても、地域住民の意向も十分考えていただきたいという事と、PTA中心じゃなくて、地域の意見も反映するよう協働の町づくりという事であれば、そういう形で取り組んでいただきたいと。

特に、学校が無くなるという事は、地域の中で非常に不安を抱える訳であります。そういう点も十分考えて取り組んでいただきたいと思います。それから図書の関係ですが、これは毎年、増加しているというお答えでした。これからも今後も継続をしていただきたいと思っておりますけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 姉別南小中学校の耐震化の診断結果の地域への取り組みにつきましては、議員おっしゃるとおり、地域住民並びにPTAの意見等々を、尊重しながら慎重に検討していきたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大澤文明君） 図書の購入費の御質問でございます。23年、24年と住民生活に光をそそぐ交付金を活用しながら、以前の一般財源の100万円から2カ

年こういう形で図書購入費が増えて来てございます。そういう形で財政上の課題もござい
ますけれども、財政当局には町民の図書離れというのが続いておりますので、出来る
だけ増額しながら、利用しやすい図書室になるように運営をして参りたいと思いたすの
で御理解をお願いします。

○議長（波岡玄智君） 次に、ございませんか。

次に、第10款災害復旧費の質疑を行います。

10番加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 1点だけお願いいたします。災害復旧という関連で質問した
いと思いたす。

浜中町において、暮帰別の保全施設等、浚渫した砂など、残土瓦礫そういう物を、今
はクリーンセンターの横の方に入って行って、そして残土を処理しているという事、そ
れから防潮堤があるのですけれども、防潮堤の海側の方に、残土を運んで来て置いてい
る所があるのですが、最近、そこが防潮堤よりもやや高くなったような状態になってい
て、前回、大分良くなって海も見えるようになったのですけれども、まだそういう状況
があるのです。そういう事からすれば、浚渫した砂等の置き場、処理する場所に相当、
困っているんだと思うのですけれども、それを利用して道路や、あるいは何かコンク
リートで使う建造物等、そういうところに使うだとか、そういう置場や使い道等を用意
していないかどうかですね。その状況について、説明していただきたいと思いたす。

もう1つは瓦礫の問題です。これは、最近のニュースで出ておりますけれども、東北
の被災地で瓦礫の処理が大変だという事がありまして、国の方も野田総理が、何とかな
らないのかという事がありました。私は国の進める事で被災地が、そういう声を上げて
いるのであれば、やはり国民の1人として、あるいは地方自治体として、そういう困っ
ているものについては、賛同して何とか支援出来ないかという事が、大切と思いたすの
ですけれども、今話題になっている被災地の瓦礫を、こちらに持って来る事について、町と
して、どんな考えでおられるか。それをお話したいと思いたす。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（佐藤佳信君） 浚渫土についてお答えをいたします。浚渫した砂の置き場
については、非常に置き場所の確保について、町としても大変苦勞してございます。そ
れで民地ですけれども、今の場所をお願いをして置かせていただいているという事です。

再利用の関係につきましては、主に直轄港湾で上げた砂という事ですから、国の方と

開発になると思うのですけれども、もし再利用したいという事であれば、その旨お話を
して可能であれば、再利用したいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） 被災地の瓦礫の処理の関係でございますけれども、昨日の
御質問の時にもお話しましたが、町の最終処分場におきましては、出来るだけ延
命を図りたいという事で、昨日ご審議いただいた工事請負費、大きなお金を掛けて、今
下水道へ浸出水を繋ごうとしておりますし、また普段から、ごみの分別を徹底して、減
量化を図って最終処分場の延命に努めているところであります。

また、昨日言った事と同じ事の繰り返しになる訳でございますけれども、放射能汚染
という事も考えられますし、例え、汚染されていないのもでありまして、風評被害と
いう事も考えられます。一次産業の町としては、今のところ受け入れる事は難しいとい
う事で考えております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 最初の残土の件ですけれども、使い道というか、先をおって
こういう物に使えないかとか、そういう選択肢をいくつか持っていて欲しいなと思いま
す。というのは、今防災計画等で、一番住民の要求となって出ているのが、避難道です
ね。避難道をもう1本湿原の所に作って欲しいとか、あるいは湯沸山に上る所に道路を
幾つか作って欲しいとか、それが具体的にになった時に、あの残土をどうやって使うか
とか、そういう部分も前もって係の方には考えていただきたいと思えます。

2点目の、被災地の瓦礫の処理については、今、町民課長が答えられましたが、私は、
最終処分場については、昨日の説明で十分解りましたので、私はそこを考慮はおりま
せん。問題は放射能がどうなのかと。課長も言ったとおり一次産業の町ですから、やは
り放射能については、きっぱりと断っているんです。それを広げて欲しくないという点
では同じです。それから運んで来る時の費用については、野田総理は、全国で引き受け
て欲しいというふうに言っているのですけれども、その費用をどうするんだというのは、
出てきていません。気持ちはあっても、その費用をどうするかという点では、国や道か
らきちんと出してもらわなければ、自分達の町では出来ないものだと思うのですね。運
送費の問題やら、それから危険性については、危険のない物を運んで来るという事が大
きな大切な条件だと思います。

ただ、置き場については、もっと視野を広めて考えたらどうかと。例えば、旧霧多布

高校の空き地ですね。あそこは広いのですけれども、瓦礫を置いたらどうなるんだと、景観が悪くなりますよね。色んな場所を考えた方が良くと思うのです。もっと見えない所、三番沢の元三番沢小学校のあったグラウンドも含めた空き地、あそこならどうだろうかと、皆に迷惑を掛けないだろうかと、そういう協力する気になれば、私は何処でもあると思います。

それから、私が考えるのに、被災地では瓦礫は目の前に山のようにあるのですけれども、それを有効活用するという、そういう考えまでは行っていません。ですからこちら側から、こういう有効活用して、運ばないで現地で建造物を建てる時の土盛りをする時に使うとか、そういう使い道があるじゃないかと、向こうはパニックになっておりますから、そういうアイデアを提供するのも有効的な支援の仕方ではないのかと私は思うのです。そういう点について、答弁をお願いします。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（佐藤佳信君） 最初に、浚渫した砂の再利用の関係で、議員おっしゃられました避難道にも一部使ってはというお話でございます。砂を道路を新設する際の原材料といいますか、それに使えるのかどうか。そういう検討も必要だと思います。その上で可能であれば、使う方向で行くのかというふうに思っております。

また、先ほども申しましたとおり、関係省庁、開発等の打合せもありますので、それについては検討をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） 瓦礫の問題でございますけれども、町としても、お手伝いしたいという気持ちはあります。ですけれども、処分場は先ほど申しあげました状況でございます。また、他の町有地に保管しておけば良いのではないかというお話でございますけれども、法的な事も含めて、そこまでまだ、きちんと掌握してございませんけれども、一時保管するだけでは、瓦礫の処理をした事にはならないと、それでは解決にはならないと思っております。処分して初めて解決ということになると思っておりますので、その処分場につきましては、今のところ、きちんと許可を得ているのは、最終処分場しかございませんので、議員おっしゃるような、何処か町有地に一時保管といいますか、積み上げておくという事が無理かと思っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 私は一般質問でも、友好的な支援といいますか、そういうの

は大事だと言いましたけれども、最近のテレビを見ながら議会にも参加しているんですけど、思ったのは1年が過ぎたんですけども2年目・3年目、ここでまだまだ仕事を見つけるだとか、精神的な苦しみだとか、この2～3年が大きな山ではないのかなと考えています。

そういう点で、先ず色々な条件を考えないで瓦礫の問題を、何とか検討しようじゃないかと。まずそこから始める事が大事だと思うのですが、考えて議論した末に、駄目だったと言っても私は構わないと思います。ただ、最初に支援するというのが大事だと思うのですが、町長いかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 瓦礫の関係でお話がありました。考え方は危険なもの、そしてまた運搬経費、そういうものも含めて安全なものとは言いませんけれども、積極的に支援すべきだという御意見であります。そしてまた、しっかりその事を考えたかどうか、検討してはどうかというお話でありました。今の段階では十分な検討はしていませんけれども、現状、その瓦礫を俗に言うストッフヤードみたいな形で、一時保管でもしたらどうかというご提案でありますけれども、その場所も含めて、先ほど言われた、そういう所もあろうかと思えます。そんな事を含めて、今、検討出来るかどうか解りませんが、どんな支援が出来るかという事も含めて、考えて行きたいと思えます。

ただ、どう考えても東北で出来た瓦礫を、運賃掛けて北海道まで持って来て、そして北海道で焼却なり埋め立てをするというのではなく、東北に大きいのを造ってしまえばいいと思うのですよね。1年やって何も出来ていないのですから、もう1年掛けて大きいのを造って、そしてしっかり燃やす、そしたら運賃も掛かりませんし、そんな事も考えてもいいんじゃないかと思っていますよね。それを全国に散らばすという、この発想、国が焼却場を1つも持っていないのに、各自治体にお願いをするという、これもちょっと理解出来ていないのですけれども、是非、やっぱり国の責任で、もし浜中町でこの施設を作りますと、そしてまた、その経費は全部国でやりますからどうですか、と言われたら、私は良いですよというかも知れません。

だから、そのぐらいのものを持っていなかったら、どんでもない量を処理するというのは100年位のごみだと言っているのに、これを2～3年で綺麗にするというのは、難しい事だと思っています。それこそ、さっき言った再利用、有効利用も含めて、あらゆる知恵を持って来なかったら、あの瓦礫を処理するのは考えられませんし、横に放射

能が付いている瓦礫があるという事になってくると、これまたかかると思うんですね。各自治体に任せると言う事は言われていても、まだまだ考える余地はあるんじゃないかと。そういう意味では、もし考えれという事であれば、私どもも考えて行きたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 次ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、第11款公債費の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、第12款給与費の質疑を行います。

7番川村議員。

○7番（川村義春君） 給与費全般にかかわって1点のみ、質問をさせていただきます。

国家公務員の給与平均7.8%削減する給与削減法が成立をしております。2年間の時限立法でございますけれども、この中身については、23年度の人事勧告、俗に言う人勧ですね。人勧に基づいて、一般職の給与を23年4月に遡って平均0.23%を削減した上で、2年間の時限立法をすると。本年4月から全体平均で7.8%の減とするという内容の法案が成立しております。その中で地方公務員について、独自の削減を実施している自治体も多いため、不足による自主的かつ適切な対応の要請に留めたというふうになっております。このように報じられている訳ですけれども、本町については、過去の独自削減、財政再建プランで言いますと、平成16年に5%、17年以降10%をカットしてきていると、こういう実態から絶対に削減しないという事を、町長の口から明言をしていただきたいと。以上です。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） 給与の問題であります。昨年は人事院勧告、国は本来人事院勧告にならって国家公務員の給与を、動向に合わせて給与等の改正等を行うという事ですが、昨年、国はそれに習わないで国独自の削減を打ち出しまして、先ほどおっしゃったように、遡ってという事があります。後2年間は7.8%、それは0.23も含めた中で7.8という事があります。うちの方は国の方向が見えませんでしたので、給与条例は人勧に習ってという事で、ご提案を申し上げました。経過措置も2年目には、0にするという様な事があります。

本町は、16年から17年以降と財政再建プランに則りまして、独自削減をしております。

ます。国は今独自削減ですね。震災への経費を捻出する為の方策だとは思っております。私としましては、やはり過去の独自削減の経過を踏まえますと、ようやく復元されて人勸と同等の国家公務員と同等の給与体系で推移しているのですが、うちの思いとしては、これ以上職員には負担を与えられないと思っておりますが、ただ国の方、将来的には国家公務員と地方公務員のバランスという事がありますので、その辺りでの地方交付税での措置等の情報もあるので、後は財源との問題もありますから、その推移を見てと思っております。

そういった意味で、お金がなければどうしようもないと思いますので、それはその時の課題ですが、現行では、今の体系を維持して国の動向を見て行きたいと思っております。気持ちとしては、職員の給与は極力落としたいくない。現状で行きたいというふうに思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） ただ今の答弁解らない事もないです。人事院勧告の部分については、人勧どおり実施するという事で、それは構わないと思います。

ただ、今回の国で定めた7.8%減というのは、2年間の時限立法ですよ。ですから、24年・25年度で、今回は24年度の予算には反映されていませんから、やらないという事は明言できる、25年までの時限立法ですから、25年度について、その国の指針に基づいて、削減法に基づいて実施する、しない、これらを出来れば明言して欲しい。出来ればして欲しくない。副町長の答えからすれば、そういうふうに察する事は出来るのですけれども、その辺さらに明確にしていただければと思います。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） 国が時限立法という事で、3年目からは元に戻すという事でしょうから、2年間うちの町が国家公務員と地方公務員のバランスとして、後は財源の関係ですとか、持ち堪えられるかどうかという事がありますので、給与は、やはり職員に一生懸命頑張ってもらわなければなりませんけれども、それをまず最優先に、後は全体的な予算事業の関係等、諸々考慮して色々と検討しなければならないとは思っております。

今のところは、本年度は従来通りの流れで行くと、何もなければ来年度もと思っております。気になるのは、交付税が減額されるという事が非常に、それまで2年間持ち堪えられるかどうかという事ですので、なるべくその様な事がないように期待はしております。

ます。言ってみれば、地方からやはりそういう動向に対して、今まで地方は地方で血を流して、独自削減をした経過がありますので、国はこれからという事でありますけれども、それに合わせて、国庫準拠と言いながらも、非常に町としては苦しい状況ではあります。そんな意味では、国の動向は、2年間は現状の制度で行きたいという思いがありますので、これについては強制ではないというような事は言っておりますが、問題は、裕福な町ではありませんので、これを言うと、また倣うのかという事になりますけれども、財政事情が許せる限りは、大事な職員の勤務条件給与については、現状で維持していきたいと思っておりますという事で、明言は出来ませんが、そういう方向で居るという事だけ御理解をしていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 次に、第13款予備費の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、歳入10ページ 第1款より順次行います。

第1款町税の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、第2款地方譲与税の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、第3款利子割交付金の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、第4款配当割交付金の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、第5款株式等譲渡所得割交付金の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、第6款地方消費税交付金の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、第7款自動車取得税交付金の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、第8款国有提供施設等所在市町村助成交付金の質疑を行います。

11番鈴木議員。

○11番（鈴木誠君） お伺いをします。この交付金が近年急激に縮減されているので

すけれども、その要因が分かればお答えをいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 税財政課長。

○税財政課長（松橋勇君） 8 款の国有提供施設等所在市町村助成交付金の減額についてですけれども、これにつきましては、予算の補足説明の時に申し上げましたが、地方財政計画によった数字であります。

しかし、議員おっしゃるとおり、近年急激な減額は著しいものがございます。確定的なお話は出来ない訳ではありますけれども、税財政課長個人のお話として聞いていただきたいのですけれども、この交付金につきましては、某代議士の言ってみれば、お手盛りの部分が相当あったのかと思っております、某代議士の収監に伴って、本来交付されるべき金額に戻るのかと、そういうふうには思っております。答えになるかどうか分かりませんが、以上です。

○議長（波岡玄智君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、第 9 款地方特例交付金の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、第 10 款地方交付税の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、第 11 款交通安全対策特別交付金の質疑を行います。

5 番成田議員。

○5 番（成田良雄君） この交付金は、町道道路ロードマークを作る為の、国からの助成金と聞いていますけれども、どの様なものを作る事によって、交通安全対策として、どの様な対策が出来るのか。その 1 点だけお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（上田幸作君） この安全対策特別交付金につきましては、交通安全対策に必要な物に使うという事で、浜中町におきましては、近年町道のロードマークと言いますか、路側線ですとか中心線、それから十字路の十字の文字ですとか破線ですとか、そういった事業に年間 190 万円程、歳出の予算を組んでおりますけれども、190 万円程の予算で計上をしております、その財源として使わせていただいております。交通安全対策という意味で、町道の白線、中心線、路側線、破線、それら薄れてきているやつを綺麗にして、交通安全対策に寄与するよという事で、使わせてもらっております。

す。他の町村では別な事業に使っている事もあるかと思いますが、浜中町は今言った、路側線などの事業に使わせていただいております。以上です。

○議長（波岡玄智君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、第12款分担金及び負担金の質疑を行います。

11番鈴木議員。

○11番（鈴木誠君） 14ページ、衛生費負担金の中の地域水道費負担金、西円朱別浄水場電気料負担金というのがあるのですけれども624万円、以前に確か、かん排関係という説明を聞いたような記憶があるのですけれども、この辺の事について、ご説明をいただきたいと思います。この負担金の出所は何処なのか。お願いします。

○議長（波岡玄智君） 建設水道課長。

○建設水道課長（酒井俊一君） 御存じだと思いますけれども、浄水場には新浄水場、それと旧浄水場2つの施設があります。北電のメーターについては、新浄水場の方に付いていまして、まず新浄水場の方は、かん排の方で建てられて、昨日の衛生費の方で電気料を負担しております。旧浄水場の方は、企業会計で電気料を負担する事になっておりますので、メーターが1つしかなくて、古い浄水場の方には子メーターを付けて、電気を計測しております。旧浄水場の方の電気料は企業会計ですので、そちらから一般会計の衛生費の方に負担しているという事でございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 分からないという事ですので、分かるようにお願いします。

建設水道課長。

○建設水道課長（酒井俊一君） 電気料の請求は、新浄水場にしかメーターがありませんので、新旧浄水場に2つの分を合わせた請求が来ます。それで古い方は、企業会計で支払うべきものですから、子メーターで旧浄水場分を計って、その料金を一般会計の方に払っている。新の方は一般会計で、旧の方は企業会計で負担すべきものですから、旧のメーターで計った分を、一般会計の方に負担するという事です。

○議長（波岡玄智君） 11番鈴木議員の御好意により、議事を進めます。

次に、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、第13款使用料及び手数料の質疑を行います。

9番野崎議員。

○9番（野崎勇君） 15ページの船揚場の使用料について、103隻で550万円と
いうことでありますけれども、この103隻の使用した数といいますか、色々あると思
いますけれども、実際に今上架している船、全船だと思えますけれども、例えば、エン
ジンも機器類も全部外してしまった、廃船という船が何隻か上がっていると思いま
す。これらの使用料といいますか、この中に入っているかどうかを、お聞きしたいと思
います。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（佐藤佳信君） 漁船捲揚施設の使用料であります。まず越冬と休業とい
う事では97隻、それと突発的な修理、それにつきましては、6隻という事での見込み計
上をしております。それと今おっしゃいました、廃船といいますか、使えないような
状態につきましては、使用料はただいております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 野崎議員。

○9番（野崎勇君） 何隻かというのは把握できておりますか。廃船といいますか、僕
の確認では6隻か7隻あるのかと思っておりますけれども、この船の廃船といいますか、
エンジンも無く置いている、もう登録も抹消していると思うのですけれども、これらに
ついての、使用料というのは、一切この中に含まれていないという説明でございますけ
れども、町として、廃船もしくは登録抹消の船を、そのまま置いとくという事は、やは
り災害があった時に、ほかの施設なり船に流れて被害を大きくする、そういった事が考
えられると思うのです。今回、3月の実際にあった時に、持ち主の分からないまま、あ
ちこちに流れて町が処理をしたという事がございますよね。船を置きっぱなしにしてお
きますと、そういった事でまた、持ち主が分からないとかで、そういった使用料も掛か
るんじゃないかという思いもしますので、今であれば、船の持ち主、例えば廃船した持
ち主、船名も、ちゃんと書いてありますから、やはり町として、その処理といいますか、
例えば壊して片付けるとか、そういう指導の考え方があれば、お聞かせ願いたいと思
います。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（佐藤佳信君） 議員おっしゃいました廃船といいますか、使えないような
状態になっている船の隻数、申し訳ございません。私、把握してございません。

続きまして、廃船処理の関係です。これは前から色々議論になっているところで
ございます。廃船したからといって、所有者は持ち主の方です。いつまでも、そのまま
置かれても町としても困りますという事で、組合の方と色々指導をしまして、何とか良

い方向に向いていただくように、お話しさせていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 野崎議員。

○9番（野崎勇君） お話を聞きまして納得をいたします。その通りだと思います。やはり今、色々な災害等あるものですから、しっかりと片付けてもらうよう持ち主にきちんと、そういった方向でやったらどうだという事で、常日頃にやっておりますけれども、何年経っても、そういったものが片付いた事はないですから、組合と話し合っ、また本人とも話し合いながら、本人がやるという意思であれば良いのですけれども、未だにそういった廃船が残っているというのが、これはおかしいのかなと思もしますので、三者入って、何とか片付ける方法を考えたらどうなのかなという事でございます。その辺の事を、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（佐藤佳信君） 繰返しになりますけれども、あくまでも廃船と言いながら持ち主がおります。という事で、繰返しになりますけれども、組合の方と良い方向に向かうような形で、話し合いを進めたいと思います。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 11番鈴木議員。

○11番（鈴木誠君） 総務使用料のゆうゆの入浴料について、お尋ねをしたいと思います。昨年の予算計上が3,093万4,000円、今回が3,093万2,000円2,000円減額です。大人にして4人分の減額ですけれども、先般の補正で、減額補正が526万円補正をしているんですね。これだけ減額しているにも関わらず、今回、同様の金額を予算計上した理由について、簡潔にお答えください。

○議長（波岡玄智君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（越田正昭君） 先般、金額については520数万円減額をさせていただきました。今回の人数については、6万5,000人という数字を想定させていただきました。昨年と同様の、ある程度の数字でございます。

これについては、現状の中では、大変厳しい数字ではないかなと思っております。しかし、この分は目標数字の設定を掛けて様々な中で、今後の努力になるのかなど。ルパン三世も含めまして、物販の販売等も含めて、この人数確保の中で、利用度が上がってくるのかという事で、今回させていただきました。

前年の減額というのは、実数の中、震災等も含めての減額がありまして、そういう減

額になったところもございますので、それらを含めて、今回はどうにか回復の兆しがみえるのかという事で、この数字をさせていただいたところであります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 鈴木委員。

○11番（鈴木誠君） 昨年は震災の影響で減ったという事で、今回は期待を込めて同様の数字を計上したというような説明に捉えました。決算委員会で出された資料を見ますと、平成18年が、入浴料と施設の若干の使用料を含めてですけれども2,700万円、19年が2,600万円、20年が2,500万円、21年が2,500万円、22年が2,200万円、多分23年は2,000万円程度だろうというふうに予測されます。

その中で、この議論は、これまでも同僚議員からも、かなり厳しく指摘されていたと思いますけれども、こういった現状にもかかわらず、努力して何とか6万5,000人を確保したいという意味の答弁だったらと思いますけれども、どういう努力をされているのですか。どういう営業努力をされて、この数字に近づけようとしているのですか。これだけ3,000万円に1回も届いた事のない経過から見て、今のこの段階で3,000万円を計上するという事については、どう考えても常識上考えられないのですね。私も一個人事業者であります。民間事業者で、こういう計画というのは、多分しないでしょう。我々も農業者ですから、1年の初めに営農計画を樹立する訳ですけれども、経費はある程度多くみても、収入は出来るだけ限りなく現状に近い数字を計上して経営努力をする訳です。そういった事を考えて、どうもこの予算計上というのは、私には理解出来ない。これまでも指摘されているのにもかかわらず、ルパン三世に期待すると言っても、今始まる事業ですから、今年1年様子を見て、これだけの実績が上がって来たという見込みの中で計上するのなら、分かりますけれども、そうでないにもかかわらず、こういった予算計上というのは、私はどう考えてもあり得ないと思います。いかがですか。

○議長（波岡玄智君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（越田正昭君） 今議員ご指摘のとおりだと、私も率直に感じはしております。

しかし、現状を捉えて、先ほども言ったように、今後24年に対しては、更なるPR活動、ツアーも含めて、この施設に来ていただくというある程度、今、人数の調整をして、この3月の下旬から入ってくる行程も決まっておりますので、それらを見定めた中

で、前回あった時には、大体の数字を出ささせていただき、本当に実数この金額に近づけて行けるのかという事では、しっかり、はい、そうですという事にはならないと思いますが、現在の状況の中で、今ある事業展開をさせていただきながら、努力をして、ここに持って行きたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○11番（鈴木誠君） 私が理解出来るような答弁ではないので、それを理解してくれというのは無理な話です。私の言った事が理解出来ると言っている訳でしょう。それにもかかわらず、こういう予算計上をするという事自体が、私には納得が出来ないのです。毎年毎年同じことの繰り返しを、何でこのような形で予算に計上してくるのか。これは理事者に御答弁をお願いしたいと思います。納得できる答弁をお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） この件に関しては、原課との議論が、私個人的には遅かったかと思っておりますけれども、原課の思いというのは、思いとしてあるのですけれども、今後、身の丈にあったと言ったらおかしいですけれども、歳入にあった、実績に合った形で予算の歳入を見て行きたいというふうに思っております。今後は、その方向で行きたいと思っております。そして今まで少し目標を高みに置いていたのかと思っておりますので、今後はその様な事のないよう、身の丈にあった形で、実績をしっかりと見て作っていかうと思っております。

○議長（波岡玄智君） 納得しましたか。

7番川村議員。

○7番（川村義春君） 17ページの土木使用料の、町営住宅使用料についてお聞きをいたします。説明がされたと思うのですけれども、現年度分230戸分プラス過年度分という説明でしたけれども、具体的に金額を教えてください。

○議長（波岡玄智君） 建設水道課長。

○建設水道課長（酒井俊一君） 現年度入居戸数230戸で4,212万円、これの収納率を0.9といたします。それで3,790万8,000円、それと過年度分、これについては2,406万円、これに収納率を0.2としまして481万2,000円の合計が、4,272万円であります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） ただ今の現年度分の金額については分かりました。過年度分が

2, 406万円、これの0.2%で、482万1,000円と言いましたけれども、決算特別委員会でもお話ししましたけれども、入居世帯が222世帯あって、そのうちの27.4%が未納だったと。これについて、努力をなささいという事で話しがされたと思います。その結果が20%の収納という事ですけれども、この辺の努力ですね。もう少し見られなかったのかどうか。その辺だけお聞きします。

○議長（波岡玄智君） 建設水道課長。

○建設水道課長（酒井俊一君） 昨年の御指摘にもかかわらず、努力が足りないのではないかという事だと思いますけれども、実は、昨年度は30%で計上しております。その結果、御指摘を受ける結果になりましたので、身の丈に合わせてではないですけれども、現状に合わせてといいますか、現実的な数字に近いという形で、10%を落として計上したという事であります。この20%というのは、他の使用料等そういう関係も20%と計上しているという事で、足並みを揃えたと言いますか、そういう事であります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 前年度対比でいきますと、120万円くらい落ちているんですよ。当初予算で、決算特別委員会の指摘事項が、予算をつくる段階で反映されているのかどうか、という部分の確認をしたかった訳であります。身の丈で予算計上をしたという事ですから、これ以上に入るように、収納できるよう頑張っていただきたいと思いますが、その決意の程をお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 建設水道課長。

○建設水道課長（酒井俊一君） 昨年の決算審査時でも、非常に苦しい答弁をさせていただきましたけれども、その時と繰り返しになりますけれども、町長も変わりましたし、副町長も変わりましたし、十分に相談しまして、新しい方法といいますか、努力をして行きたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） ほかにございますか。

4番菊地議員。

○4番（菊池哲夫君） ふれあい交流センターの入浴料の件で聞きたいと思います。

11番鈴木議員の言われた事は、最もだと思います。自分もかなり思っております。そういった事で1つ聞きたい事があります。このゆうゆの管理を湿原センターと同様に、民間委託をするというような事で、またそうする事によって、多彩な観光客の誘致にも

なっていくと思います。また、ルパン三世もあると思います。そういった事で、指定管理者をもっとやっていけないかという事をお伺いして終わります。

○議長（波岡玄智君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（越田正昭君） 今の質問でございます。指定管理者で民間の形の運営をして、機能のある施設としてどうだろうという質問でございますけれども、今年も総務常任委員会の時にも、その話が出ておりました。現状の中では、ゆうゆというのは、町民のふれあいの施設で、それと防災上で避難施設という役割でしっかり担って、まず行政としてやっていかないといけないと。今、基盤としてあるという事があります。これを踏まえた中で、今後、指定管理者として無いという事ではなくて、色んな事の中で、それらも踏まえてどうあるべきなのかという議論も、今後させていただきたいと、そういう事も含めて、しっかりとこの施設を有効活用出来る様な施設に考えていきたいと思っておりますので、御理解の程をお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 次ありますか。

次に、第14款国庫支出金の質疑を行います。

6番中山議員。

○6番（中山真一君） 19ページの港湾施設災害復旧費負担金事業費の80%という説明でございましたが、これは町長の行政報告の中で、激甚災害に指定されたという事ですから、この金額は変わってくるというふうに捉えてよろしいでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（佐藤佳信君） お答えいたします。議員おっしゃるとおり行政報告の中で激甚災害として、受けるだろうという事務的手続上で、そういう方向に向かっているという事でございます。もし、これがそういう事であれば、今10分の8でございます。これが10分の9.27という事であれば、金額が8,011万2,000円になろうかと思っております。ただ、これも国の方からも、また24年度については、確定した数字ではございませんけれども、方向としては、そのようになるのかというふうに認識はしております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○6番（中山真一君） 是非そうなってもらいたいと思います。そうしますと、23年度分、これは24年度の予算書ですよね。23年度分既に発注している工事、この辺についても、この24年度で、国からのお金が入ってくるという捉え方でよろしいでしょ

うか。確認に為にお願いします。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（佐藤佳信君） 23年度分につきましては、23年度にという認識でございます。補正予算は終わりました。出納整理期間が5月31日までありますので、確定後は行政報告の中で後に予算措置ということを行いましたけれども、最終的には専決で予算を設定させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） ほかにございますか。

次に、第15款道支出金の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、第16款財産収入の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、第17款寄附金の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、第18款繰入金の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、第19款繰越金の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、第20款諸収入の質疑を行います。

11番鈴木議員。

○11番（鈴木誠君） 雑入の33ページ、風力発電余剰電力売電収入895万円計上されておりますけれども、これはいわゆる、その風力をゆうゆの施設で使っておりますよね。その使った分を金額に換算すると、どのくらいかというか、何処かに数字が出ているのか分ければ教えていただきたい。使った余りを売電しているというふうに理解しているのですけれども。

○議長（波岡玄智君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（越田正昭君） 議員今御説明をしたとおりでございます。この売電収入は、総体額で大体1,100万円程というか、事業のこの発生をしている電力の料金としては、大体1,100万円程度がこの2～3年ずっと推移をしております。

その残りの350万円程度、これがゆうゆの方に電力の供給として行っております。以上です。

○議長（波岡玄智君）　ございますか。

次に、第21款町債の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君）　次に、各表の質疑を行います。

第2表債務負担行為の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君）　次に、第3表地方債の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君）　これで、質疑を終わります。

これから、議案第27号の討論を行います。

8番竹内議員。

○8番（竹内健児君）　予算案に、反対する立場から討論に参加いたします。全体を通じて、私は反対するものではありません。しかし、予算の中でかんがい排水事業の負担金の繰上償還は大きな金額になっております。町民に十分納得のいく説明がされるべきだというふうに考える訳であります。

この事につきましては、かん排事業の関係で町の負担分、ここに浄水場の上流の農家について町が負担をするという事で、全員協議会も開かれましたし、色んな論議も進められてきました。その過程を通じまして、今の段階では、議決は必要ないと。法にも違反しないんだという事で、議決は金額が決まって事業が完了した時にするんだという説明がありました。何時されるんだという事で、ずっと思っていたのですけれども、一般質問でも2回に渡って、私はこの点の指摘をし、今の段階で議決をされないままに事業が進むという事になりますと、町が負担する事を前提にしてやるんじゃないかと。議決の場合に否決されたら、負担が無くなる訳ですけれども、そういう立場になったら、非常に混乱するのではないかという事で、ずっと言い続けてきた訳であります。

それで、今回の議決はどういうふうになるんだと問いましたら、今回の、この繰上償還が議決なんだというふうに答弁されました。これは、私からすれば、議会制民主主義の少数意見の留保の権利を剥奪されたという感じを受けた訳であります。何処にも表明する場がない、これは私、重大な問題だと考える訳であります。本会議での意思表示をする場がない訳であります。この点が1つと。

それから2つ目は、常日頃言われている公平感の問題、よく言われますけれども、こ

これは、この公平感が侵害されているのではないかという事であります。上流6戸だけの問題ではないだろうと。かんがい排水事業の肥培管理肥培施設を実施している農家以外に、上流の農家があるのではないかという事につきましては、それは今までのパドックだとか、し尿処理場だとか、処理施設だとか、そういう面での利子補給をやってきたその範疇に限るんだという答弁でありました。実際に施設の金額は、はした金ではない訳であります。片や何百万円もの負担を町がする。片や負担は一切ないと。同じ上流だといっても、かん排施設を造っていないという事から、そういう問題が起きてくる訳であります。そういう格差が生じているという事が2つ目の問題としてあります。答弁の中でも、議決の問題は繰り返し、私言ってきたのですけれども、それが担保されなかったという点では、非常に残念な思いをしている訳であります。そういう立場から、私はこの24年度の予算案に反対をするということを明確に表明したいと思えます。

○議長（波岡玄智君） ただ今反対討論の発言がありました。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで討論を終わります。

これから、議案第27号を採決します。

この採決は、起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（波岡玄智君） 起立多数です。

したがって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第28号平成24年度浜中町国民健康保険特別会計予算

○議長（波岡玄智君） 日程第3 議案第28号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第28号 平成24年度浜中町国民健康保険特別会計予算について提案の理由をご説明いたします。

本会計の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ12億6,857万8,000円と定めようとするものであります。予算の内容につきましては、歳出1款・総務費では前年度より223万2,000円減の849万7,000円を計上。国保事業の大宗を占める2款・保険給付費では、前年度より3.1パーセント増の8億5万1,000円を見込み、3款・後期高齢者支援金は、北海道広域連合の運営に係る負担金等、前年度実績見込み額、1億6,203万円を計上。4款・前期高齢者納付金は、前年実績見込み額の44万6,000円を計上。5款・介護納付金は、第2号被保険者の介護保険料分で8,367万1,000円を計上。6款・共同事業拠出金の1億6,636万円は、高額医療費共同事業分3,805万2,000円と保険財政共同安定化事業分1億2,830万7,000円を国保連合会に拠出するもの。7款・保険事業費586万4,000円は、保健衛生普及費で、82万6,000円を計上し、人間ドック助成等を行うほか、40歳以下及び広域連合から委託された75歳以上の方々を対象とした基本検診に係る経費91万7,000円を疾病予防費に計上。併せて、生活習慣病の予防を図る特定健康診査等事業費では、412万1,000円を計上して、各種検診や保健指導を通じて、健康に対する意識の高揚を図り医療費の低減に努めてまいります。その他8款・公債費、9款・諸支出金、10款・予備費で4,165万9,000円を計上。

一方、歳入につきましては、1款・国民健康保険税で、前年度より0.8パーセント減の5億6,129万4,000円で、歳入総額の44.2パーセント、医療給付費分の現年課税分は前年度当初予算対比0.07パーセント減の4億1,129万円となります。滞納繰越分予算額については、調定見込み額に対し20パーセントの額で計上させていただきました。

また、後期高齢者支援金分は、歳出予算計上額から国庫補助金を除いた額に収納率を乗じた額として8,773万9,000円を計上。介護納付金分の現年課税分は、4,530万7,000円を計上。2款・国庫支出金は、3億3,633万5,000円で、歳入総額の26.5パーセントとなります。3款・療養給付費等交付金につきましては、退職被保険者等に係る交付金で、746万7,000円を計上しております。4款・前期高齢者交付金は、65歳から74歳の前期高齢者に対する交付金で8,306万円を計上。5款・道支出金は、歳出6款の高額医療費拠出金に係る道負担金及び道補助金の財政調整交付金を含め、6,584万2,000円で前年度より108万3,000円の減。6款・共同事業交付金は、5款同様高額医療費拠出金に係る交付金と保険財政共

同安定化事業交付金を含め、1億6,747万7,000円で、1,549万円の増。7款・財産収入1,000円は、科目設定。8款・繰入金では、国、道から交付される保険基盤安定による低所得者の保険税軽減措置分、出産育児一時金等で4,505万7,000円を一般会計から繰入。9款・繰越金は科目設定。10款・諸収入では、健康診査等負担金として、北海道広域連合からの受託分と、特定検診に係る個人負担金等で204万4,000円を計上しております。

最近の国保会計は、医療の高度化、多様化に伴い医療費が年々増加し、それに伴う保険給付費が増加傾向にあり、昨年は、療養給付費と高額療養費の給付が増加しております。特に、65歳以上75歳未満の前期高齢者と呼ばれる年代層の医療費が今後も伸びることが予想されますので、医療費の抑制を図る保険事業の推進が強く求められております。今後とも医療費の推移を見極めながら、国民健康保険特別会計の健全な運営に努めてまいります。

また、平成24年度の税率及び賦課限度額の改正等については、所得が確定した後、6月定例会でご提案させていただきます。なお、本予算につきましては、2月17日開催の国保運営協議会に諮問し、答申をいただいております。

以上、提案理由をご説明いたしました。詳細については、町民課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） （議案第28号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

歳入・歳出一括して行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第28号を採決します。

諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第29号平成24年度浜中町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（波岡玄智君） 日程第4 議案第29号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第29号平成24年度浜中町後期高齢者医療特別会計予算について、提案の理由をご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療の確保に関する法律によって、平成20年度に創設された医療制度であり、運営は、北海道後期高齢者医療広域連合が行い、保険料の収納などの窓口業務や広域連合への保険料等の支払い等に係る業務は市町村で行い、制度の円滑なる運営を図ろうとするものです。

本会計の予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,502万6,000円と定めようとするものであります。歳出、1款・総務費で、73万4,000円を計上しており、内訳は、一般事務に要する経費で15万6,000円、保険料賦課徴収事務に要する経費では、57万8,000円を計上。2款・後期高齢者医療広域連合納付金は、6,419万2,000円の計上で、歳入の保険料見合い額及び保険料軽減分として、国から市町村に交付される保険基盤安定分並びに、広域連合職員の人件費に係る市町村割負担分であります。3款・予備費は、10万円を計上しております。

一方、これに要する財源として歳入1款・後期高齢者医療保険料4,144万6,000円を計上。内訳は、現年度分特別徴収保険料2,911万2,000円と現年度分普通徴収保険料1,193万9,000円、滞納繰越分普通徴収保険料は、過年度未収見込み額34万3,000円と、現年度の未収見込み額の予定収納率50パーセント39万5,000円を計上。2款・繰入金は、2,357万6,000円を計上。内訳は保険料の軽減対策として国から交付される保健基盤安定繰入金1,920万4,000円と、収支の均衡を図る事務費繰入金437万2,000円であります。3款・繰越金1,000円及び4款・諸収入3,000円は、雑入及び保険料還付金並びに還付加算

金で科目設定であります。

詳細については、町民課長より説明させますのでよろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） （議案第29号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。歳入・歳出一括して行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第29号を採決します。

諮りします。

本案は原案のとおり決定する事に御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第30号平成24年度浜中町介護保険特別会計予算

○議長（波岡玄智君） 日程第5 議案第30号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第30号平成24年度浜中町介護保険特別会計予算について、提案の理由をご説明申し上げます。

平成24年度浜中町介護保険特別会計予算につきましては、予算の総額を歳入・歳出それぞれ3億8,374万3,000円に定めようとするものであります。予算の内容につきましては、歳出1款総務費では、介護保険推進に要する経費、介護認定審査会に要する経費、介護保険料賦課徴収に要する経費で352万9,000円、2款保険給付

費では、居宅介護サービス等給付に要する経費、居宅介護住宅改修に要する経費、居宅介護福祉用具購入に要する経費、地域密着型介護サービス給付に要する経費、施設介護サービス給付に要する経費、居宅介護サービス計画給付に要する経費、審査支払手数料、高額介護サービスに要する経費、高額医療合算介護サービスに要する経費、特定入所者介護サービスに要する経費で3億7,006万4,000円、3款地域支援事業費では、一次予防に要する経費、二次予防に要する経費、包括的支援事業に要する経費、任意事業に要する経費で954万3,000円、4款基金費では、4万7,000円を歳入・歳出の均衡を図るための調整財源として計上、5款諸支出金で6万円、6款予備費で50万円を計上しております。

一方、これに対する財源として、1款介護保険料では、第一号被保険者介護保険料6,648万8,000円、2款国庫支出金では介護給付費負担金、調整交付金、地域支援事業交付金、事業費交付金で9,587万1,000円、3款道支出金では、介護給付費負担金、地域支援事業交付金で4,794万5,000円、4款財産収入では利子及び配当金で3万7,000円、5款支払基金交付金では介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金で1億1,204万1,000円、6款繰入金では、介護給付費及び地域支援事業費（介護予防事業）の町法定負担分12.5%と地域支援事業（包括・任意事業）20%の繰入と歳出総務費の合計額並びに介護保険給付費準備基金繰入金で6,135万5,000円、7款繰越金の1,000円、8款諸収入の5,000円は、それぞれ科目設定で計上しております。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、予算の詳細につきましては、福祉保健課長から説明させますのでよろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午後 3時00分）

（再開 午後 3時30分）

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（杉澤正喜君） （議案第30号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。歳入・歳出一括して行います。

8番竹内議員。

○8番（竹内健児君） 何点かについてお伺いいたしたいと思います。

1つは、介護保険料というのは、事業内容が充実すると保険料が値上げをされるという仕組みになっていると思うのですが、逆に言えば、その事は保険料が安いのは事業内容が充実していないのではないかという事にも言えると思うのですが、実際に、いま介護保険料の標準額というのは、全国的に見れば、第1期2,911円、月ですね。それから、4期まで余り変わらなくて、4期では4,160円、それから5期では5,000円以上になるだろうというふうに言われております。5,000円というのは、もう負担の限界だというふうに言われておりますが、そういう事になりますか。どうですか。

それから、介護保険の保険料を上げない為に、介護保険準備基金を取り崩して、上げない様な措置を取るという事が言われておりますけれども、この基金というのは、浜中の場合、22年度でどのぐらいこれを留保されていますか。それは他の町村と比べて高い方なのか、どうなのかと言う事です。それから、第5期計画で多分もう第6計画は作られているんじゃないかと思っておりますけれども、この新設、今までなかったもの、これを取り入れるんだと、事業の中で起こすんだ、というものがありましたら、お答え願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（杉澤正喜君） 第1期から、介護保険料につきましては、月額2,900円の標準保険料で運営出来てきております。全国的に介護保険料が、5,000円、もしくは5,000円以上になるという情報がたくさんある中で、全道的にも低い保険料で運営出来ているという状況にあります。これにつきましては、今までも議論がありましたとおり、一次産業の町であり、浜中町については、元気なお年寄りが多くて介護保険のサービスを利用する人があまり多くない、逆に言うと検診ですとか、保健事業で色々健康教室だとか、説明の中でお話ししましたとおり、健康クラブだとか、そういうものの成果が出ている事なのかなと思っております。

本町において、介護保険料のサービスが、もっと上がっても良いと思っています。思っているのですけれども、中々サービスが上がってこないというのは、デイサービスだとか、訪問介護だとか、そういう部分で上がって来ないというのは、やっぱり元気な方が多いのかというふうにも思っております。それと22年度の基金ですが、今、説明でもお話ししましたとおり、22年度の基金残高については、5,800幾らという説明をしたかと思うのですけれども、5,800万円くらい基金の残高があります。最高のもので6,400万円くらいだったと思います。最高基金が、あった時期ですね。実際

に、この4期で240万円くらい取り崩して運営していますので、前にもお話ししましたとおり、現在は介護保険料を上げずに、基金を取り崩して運営しているという状況にあります。そういう事では、基金を利用しながら介護保険料を本町では上げないで来ているという状況になっております。第5期の計画の中で、新たな事業を計画しているかという事の質問でございますけれども、計画としては、これもまだ確定ではありませんが、見込みで事業を1つ挙げているのが、認知症グループホームワンユニットの分の計画を上げています。これにつきましては、実際に認知症グループホームの需要を考慮しながら、実施して行きたいというふうに思っております。サービスの必要度が、もう少し高まれば実施すべきだなど思っておりますけれども、認知症グループホームにかかわらず、その金額の範囲内で新たな事業が、何か起こせばなという事で、取りあえず認知症グループホームのワンユニットの計画をあげているという事で、御理解をいただければと思います。介護保険の基金の他町村との比較という事でございましたけれども、他町村の基金の状況は実は抑えておりませんので、本町の基金の残高しか承知しておりません。介護保険の基金の残高が、他町村は余りないので、実際には保険料を上げているということだというふうに理解しております。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） もう1点お伺いしたいと思うのですが、基金の中にもう一つあると思うのですが、財政安定化基金というふうに聞いているのですが、これは市町村の介護保険特別会計が赤字になった場合に交付、貸付する為、都道府県の基に設置されていると、財源は国と都道府県と市町村と3分の1ずつというふうに言われているのですが、この介護特別会計の中に載ってくる数字なんですか。それとも別な形でやられている数字なのか。その事で、市町村の負担分というのが、どのくらいの金額になるのか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（杉澤正喜君） 御承知のとおり、道の財政安定化基金につきましては、市町村と国と道で積立てておまして、北海道の現在の残高が140億7,700万円くらいになっているそうです。過日、新聞の報道等でもありましたけれども、平成21年度で、基金の残高が多額になっている事から、市町村での道の拠出、国と道の拠出についても、一時見合わせております。現在は安定化基金に対して、町として積んでおりません。22～23年と積んでいないと思います。22年度以前にどのくらい町で負担

したかという事については、ちょっと資料を持っていませんので、申し訳ないのですが、お答え出来ませんが、この財政安定化基金についても、額が大きくなるという事から、平成24年度で北海道が一部市町村に交付する、戻すという形をとる予定になっています。その財政安定化基金の多分、介護給付費の準備基金の方に、浜中町では積み込んで更に基金を増やすという事になっていくと思います。はっきりした答弁ではありませんが、道の安定化基金については、現在積んでおりませんので、御了承いただければと思います。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 総的にみると、浜中の場合は、お年寄りが非常に健康だという答弁だと思います。私も、これからどんどん高齢化していく訳ですけれども、こういう点で、年々上がっていくという事になると、うまくないし、浜中の状況というのは、かなり色々な面で努力されていると評価は致したいと思います。今、お答えになれなかった安定化基金の問題については、後程どのくらいの額を積立しているのか。それが25年度からは市町村に還付するというふうに言われていますけれども、大体どのくらいのなるのか。後で教えていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

○議長（波岡玄智君） 日程第6 議案第31号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第31号平成24年度浜中診療所特別会計予算につきまして、提案の理由をご説明いたします。

本会計の予算につきましては、予算の総額を歳入・歳出それぞれ2億5,387万1,000円に定めようとするものです。これは、前年度当初と比較いたしまして2,391万9,000円10.4%の増となっております。

予算の内容につきましては、歳出では1款総務費の人件費において報酬、300万増の3,300万円、給料、73万3,000円増の5,721万1,000円、職員手当、45万2,000円減の3,061万7,000円、共済組合等負担金、退職手当組合等負担金、227万2,000円増の3,292万4,000円で人件費総額では555万3,000円増の1億5,375万2,000円、賃金では、臨時雇上げ賃金23万2,000円増の2,278万4,000円、医師雇上賃金、前年同額の1,225万円増で3,503万4,000円、施設等の維持管理費及び事務費などで138万1,000円の減の2,170万4,000円を計上。総務費総額では440万4,000円増の2億1,049万円となります。

2款、医業費では診療に要する諸経費で主なものとしては、医薬材料費、臨床検査委託料、医療機器購入、寝具費、給食材料費などで1,939万4,000円増の4,261万円を計上。3款、公債費では元金、前年同額の30万円、利子、12万1,000円増の26万1,000円を計上。

一方、これに要する財源として歳入では、23年度決算見込み等から推計し、1款診療収入では入院収入で722万4,000円減の3,722万円、外来収入は71万4,000円増の5,546万円、その他の診療収入は20万2,000円増の187万9,000円で9,455万9,000円を計上。2款、使用料及び手数料では43万9,000円増の835万5,000円、3款、国庫支出金では、特定防衛施設周辺整備調整交付金で1,800万円、4款、繰入金は収支の均衡を図るため歳出の人件費、公債費ほか見合い分として一般会計繰入金で120万9,000円減の1億1,868万7,000円、5款、繰越金は前年度剰余金として1万円を科目設定し、6款、諸収入では

職員等給食費などで3,000円減の126万円、7款、町債では過疎地域自立促進特別事業債として1,300万円をそれぞれ計上しております。

以上、予算の概要につきましてご説明いたしました。医療環境は依然厳しい状況にあります。これからも病院、診療所との連携を図り入院病棟を含め診療所を運営維持していくために診療所職員一丸となり町民医療サービスの提供を図り地域医療に努めてまいります。

なお、予算の詳細につきましては、浜中診療所事務長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 診療所事務長。

○診療所事務長（山田清也君） （議案第31号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

歳入・歳出一括して行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第32号平成24年度浜中町下水道事業特別会計予算

○議長（波岡玄智君） 日程第7 議案第32号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第32号平成24年度浜中町下水道事業特別会計予算について提案の理由をご説明申し上げます。

予算の総額は歳入・歳出それぞれ5億8,681万5,000円と定め、歳出では、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で一般管理に要する経費1,179万9,000円は、職員の人件費や事務費など。2目復旧促進費で公共下水道及び漁業集落排水設備普及促進に要する経費233万2,000円、2款1項下水道費1目下水道事業費で特定環境保全公共下水道事業に要する経費の1億3,045万7,000円は、職員の人件費や污水管渠工事請負費など、農業集落排水事業に要する経費277万円、農業集落排水基金積立金3,902万2,000円漁業集落排水事業に要する経費360万円、漁業集落排水基金積立金1,698万円2目処理場管理費で、霧多布・茶内・散布各クリーンセンター管理運営に要する経費6,433万6,000円。3目管渠管理費で公共下水道・農業・漁業集落排水管渠施設の維持に要する経費1,837万5,000円、3款1項公債費、1目元金で、地方債償還元金2億3,472万2,000円。2目利子で、地方債償還利子6,142万8,000円、一時借入金利子49万4,000円、4款1項1目予備費は50万円を計上いたしております。

一方、歳入では、1款分担金及び負担金で、公共下水道、農業集落排水及び漁業集落排水事業受益者分担金1,680万7,000円。2款使用料及び手数料で、公共下水道・農業集落排水及び漁業集落排水使用料と公共下水道手数料合わせて5,087万5,000円。3款国庫支出金で、公共下水道事業補助5,200万円4款道支出金で、漁業集落排水事業償還基金造成費補助1,695万円、5款財産収入で、集落排水事業償還基金利子4万円、6款繰入金、1項1目一般会計繰入金2億9,247万1,000円、2項1目基金繰入金8,665万7,000円、合わせて3億7,922万8,000円の繰り入れ、7款繰越金で1,000円、8款諸収入で1万4,000円、9款町債で特定環境保全公共下水道整備事業債7,100万円を計上いたしております。

次に、第2表債務負担行為は、水洗化等改造工事資金貸付に伴う金融機関に対する損失補償で、期間は平成25年度から平成28年度まで、限度額は改造者が金融機関より改造資金として利率年3%以内で借り入れた資金に対して元金利子及び遅延利息に対するものであります。次に第3表地方債は、本年度借り入れする地方債の借入限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定めようとするものであります。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては建設水道課長より

説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 建設水道課長。

○建設水道課長（酒井俊一君） （議案第32号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

歳入・歳出一括行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第32号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第33号平成24年度浜中町水道事業会計予算

○議長（波岡玄智君） 日程第8 議案第33号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第33号平成24年度浜中町水道事業会計予算について提案の理由をご説明申し上げます。

収益的収入及び支出の予算総額は、収入、支出それぞれ1億6,577万6,000円としております。収益的収入では、1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益1億2,100万円、2目その他の営業収益26万円2項営業外収益1目受取利息及び配当金4万6,000円2目他会計補助金4,446万円3目雑収益1万円、収益的支出では、1款水道事業費用、1項営業費用、1目浄水及び配水費は修繕費、動力費、薬

品費など4,361万8,000円、2目総係費は人件費、委託料など5,072万3,000円、3目減価償却費は4,743万円、4目資産減耗費は115万1,000円、2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費1,684万4,000円、2目消費税及び地方消費税300万円、3目雑支出1万円、3項1目予備費は300万円を計上しております。

次に、資本的収入及び支出ですが、資本的収入では、1款資本的収入、1項1目工事負担金461万3,000円、資本的支出では、1款資本的支出、1項建設改良費、1目メーター費1,565万5,000円、2項1目企業債償還金5,298万円であります。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,397万2,000円は、減債積立金1,000万円、過年度分損益勘定留保資金5,397万2,000円で補てんするものとしております。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては建設水道課長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 本日の会議時間は議事の都合上、あらかじめこれを延長します。
建設水道課長。

○建設水道課長（酒井俊一君） （議案第33号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。
これから、議案第33号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（波岡玄智君） 日程第9 閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付の申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会宣言

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これをもって、平成24年第1回浜中町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

（閉会 午後 5時13分）

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議 長

議 員

議 員